

「ゆく河の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず」。鴨長明が綴ったこの一節は、世の無常観を詠んだものですが、私はポジティブに、「河は途絶えることなく発展しつづけるもの」と解釈したいと思います。

京都は永きにわたり日本の首都として、古くから諸外国との交流を重ね、多様な文化を巧みに吸収しながら融合し、絶え間なく新しい文化を創造し続けてきたまちです。まさに河の流れのように、世界との関わりの中で自らを柔軟に変化させながら、歴史や伝統に培われた文化の上に、先端科学やハイテク産業などを発展させて今日の京都を築いてきました。

近年、京都の国際化を取り巻く状況は、市民レベルでの国際交流・協力が進む一方、ニューカマーと呼ばれる外国から新しく定住される方々が増加するなど、大きく変化しています。こうした変化に対応しながら、将来にわたって京都が世界に光り輝くまちとして発展し続ける道標となるよう、「京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して～」を策定しました。

本プランでは、国際化の目標として、「世界がときめくまち」、「世界とつながるまち」、「多文化が息づくまち」の3つを掲げています。この3つの目標に向け、京都が、国籍や民族を問わず、住む人にとっても、訪れる人にとっても魅力的な国際都市であり続けるために、全力を尽くして取り組んで参ります。

一滴の湧き水が一筋の河の流れとなり、やがて大海へと注がれる。同じく、一人一人ができる活動は、小さなことかもしれませんが、それぞれが連携を深め、行政、市民の枠を越え、さらには国境を越えて協働することによって、新しい京都をつくり出すことができると確信しております。私は、本プランを通して、京都の持つ潜在力を結集し、世界の中でも光り輝く国際都市・京都を作り出したいと思いますので、皆様方の御理解と御協力をお願い致します。

結びに、京都市国際化推進プラン（仮称）策定委員会の皆様をはじめ、プランの策定に御尽力いただきました関係者並びに市民の皆様に、心から御礼申し上げます。



京都市長

門川 大作

目 次

第1章	策定の趣旨	1
1	これまでの取組	1
2	国際化を巡る情勢	3
3	プランの目的と位置づけ	5
4	プランの策定経過	6
	プランの概要	7
第2章	国際化の基本的な考え方と目標	9
1	国際化の基本的な考え方	9
2	国際化の目標	10
第3章	推進する施策	13
1	世界がときめくまち・京都	13
2	世界とつながるまち・京都	23
3	多文化が息づくまち・京都	32
第4章	プランの推進	45
	推進項目及び主な実施事業	47
	資料編	57

第1章 策定の趣旨

1 これまでの取組

千年以上の長きにわたり日本の中心であった京都は、歴史に育まれた伝統を大切に継承してきました。そこには、朝鮮半島や中国などのアジアの国々をはじめ、世界中から学問、芸術、技術等が集まり、多様な文化が共生してきました。

このような歴史を有する京都市は、昭和53年(1978年)に「世界文化自由都市宣言」*を行い、「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由に集い、自由な文化交流を行う都市」、また、それを通じて「優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」を都市の理想像として掲げました。

その実現のため、平成9年(1997年)に京都市国際化推進大綱を策定し、平成13年(2001年)に策定した京都市基本計画に「多彩な国際交流の推進」、「京都の特性を生かした国際協力の推進」、「多文化共生社会の実現」、「個性的で美しい景観の創生」、「海外からの観光客誘致の強化」等を国際化に関わる施策として掲げ、取組を推進してきました。

この間、「多彩な国際交流の推進」の取組では、姉妹都市との交流を中心として、文化・芸術、経済、観光、学術・研究、スポーツなど、幅広い分野で活動を進めてきました。

また、「京都の特性を生かした国際協力の推進」の取組では、平成8年(1996年)に世界の歴史都市の更なる発展と世界平和への貢献を趣旨とした「世界歴史都市連盟」*を設立し、会長都市として連盟の活動を積極的に推進する一方、地球温暖化対策の地域レベルでの国際的連携を進めるため、平成17年(2005年)に「気候変動に関する世界市長・首長協議会」*の設立を世界に呼びかけて実現するなど、世界の自治体の中でも先進的な役割を果たしてきました。

* 世界文化自由都市宣言：京都市がめざす都市の理想を宣言したもの。市会の賛同を得て昭和53年(1978年)10月15日に宣言した。資料編1(58ページ)参照

* 世界歴史都市連盟：歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、各都市の発展と日常的な交流を促進するための世界的な都市間組織として、平成6年(1994年)4月に京都市で開催した第4回世界歴史都市会議において発足。会長と事務局を京都市が務める。「世界歴史都市連盟会員都市一覧」資料編3(60ページ)参照

* 気候変動に関する世界市長・首長協議会(World Mayors Council on Climate Change: WMCCC)：地球温暖化対策に関する世界的な自治体リーダーネットワーク組織として、平成17年(2005年)12月設立。13箇国18都市が加盟。議長都市はドイツ・ボン市。名誉議長は京都市長。平成19年(2007年)2月、第2回会議を京都で開催した。その他の会員都市はシアトル市(アメリカ合衆国)、アンタナナリヴォ市(マダガスカル共和国)、エンテベ市(ウガンダ)、ニューキャッスルアポンタイン市(英国)、メルボルン市(オーストラリア連邦)、ジュネーブ市(スイス連邦)、トロント市、バンクーバー市、ブランプトン市、ポートムーディー市、モントリオール市(カナダ)、パリ市(フランス共和国)、ストックホルム市(スウェーデン王国)、バルセロナ市(スペイン王国)、サンフェルナンド市、マカティ市(フィリピン共和国)、デリー市(インド)

そして、「多文化共生社会の実現」に向けた取組では、平成10年(1998年)に、外国籍市民の市政参加を促進するとともに、共に生きる社会を構築するため、外国籍市民施策懇話会*を設置し、その提言に基づき、市職員採用に当たっての国籍要件の緩和や医療通訳派遣事業*の実施など、積極的な取組を進めてきました。

さらに、「個性的で美しい景観の創生」、「海外からの観光客誘致の強化」など、京都の魅力の向上や発信に関する取組では、「京都創生」*の実現を市政の重要課題と位置付け、世界のどの歴史都市にも勝るとも劣らない独自の美しい都市景観を創生することを目指した「新景観政策」*の実施や、京都国際マンガミュージアム*の設立、観光情報の発信のための「海外情報拠点」*の設置など、京都の魅力を守り、育てるとともに、新たな魅力を創造・発信する取組を進めてきました。

こうした多岐にわたる取組により、この10年間で京都市における国際化は着実に進展してきました。

＜京都市国際化推進大綱策定後に進めてきた主な取組＞

- 京都市外国籍市民施策懇話会の創設・運営
- 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業をはじめとする福祉施策の充実
- 民族学校をはじめとする外国人学校に対する支援
- 医療通訳派遣事業の開始
- 世界歴史都市会議の継続開催と連盟活動の充実
- 韓国・晋州市との学術・教育分野でのパートナーシティ盟約の締結
- 気候変動に関する世界市長・首長協議会の設立と同京都会議の開催
- 上下水道整備に係る技術研修等を行うための西安市職員の受入れ
- 海外において京都の観光情報を発信する「海外情報拠点」の設置
- 歴史都市・京都創生策の策定とその推進

* 外国籍市民施策懇話会：42 ページ脚注参照

* 医療通訳派遣事業：37 ページ脚注参照

* 京都創生：13 ページ脚注参照

* 新景観政策：京都の優れた景観を守り、育て、50年後、100年後の未来へと引き継いでいくため、建物の高さやデザイン及び屋外広告物の規制等を全市的に見直した新たな政策。平成19年(2007年)9月から実施

* 京都国際マンガミュージアム(Kyoto International Manga Museum)：京都市と京都精華大学の共同運営で、マンガの収集・保管・展示及びマンガ文化に関する調査研究並びに事業を行うことを目的として、平成18年(2006年)11月、元龍池小学校に開館した、博物館の機能と図書館の機能を併せ持った新しい文化施設。蔵書数約20万点

* 海外情報拠点：入洛外国人観光客数の増大を図るため、京都観光のPR活動等を継続的に行うとともに、現地の旅行動向等の情報を収集することを目的に、ソウル市、上海市、メルボルン市、ロサンゼルス市、台北市に設置している。

2 国際化を巡る情勢

(1) 社会・経済のグローバル化の進展

京都市国際化推進大綱の策定後の10年間で、社会、経済、文化などあらゆる面において、いわゆるグローバル化が一層進展し、世界における様々な動きが国境を越え、直接都市や地域に影響を及ぼす流れが加速しています。こうした社会変化により、自治体や市民が世界の都市や人々と直接触れ合い、幅広い分野で積極的に交流するようになっています。

しかし他方では、世界各国の多様な文化や情報があふれ、相対的に都市の個性が見えにくくなるという、画一化の現象が進展しており、京都においても、長年にわたり培われてきた日本の財産であり世界の宝である歴史的な町並みや美しい景観、伝統文化などが損なわれ、失われかねない状況に直面しています。

こうしたグローバル化の進展の大きな要因となった情報通信技術（IT）の発展は今後更に加速し、社会のあらゆる分野に、一層大きな影響を与えることが見込まれます。

(2) 地球規模での問題の深刻化

近年、環境問題は、地域的な問題にとどまらず、地球温暖化や酸性雨など地球規模での問題として深刻化しています。また、世界人口の8割が住んでいる開発途上国は、貧困、食料不足、感染症流行など様々な問題を抱えており、解決すべき課題が山積しています。

一方、世界に衝撃を与えた「9・11」のアメリカ同時多発テロ事件に象徴されるように、多くの地域でテロや宗教・民族間の紛争など、平和と生命を脅かす事件が多発しており、国や自治体、市民など、あらゆる主体がその解決に向け、力を合わせていくことが求められています。

(3) 自治体活動の重要性の増大

国内の自治体による海外都市との姉妹都市交流活動の歴史も50年以上が経過し、その間、国や国際機関の支援や各都市のノウハウの蓄積などにより、交流の幅も広がり、様々な姉妹都市交流を展開してきました。

国においても、このような自治体の国際交流・協力を外交の重要な一翼を担うものとして捉え、平成18年(2006年)8月外務省に地方連携推進室を設置し、自治体との協力・連携を強化しています。

また、(独)国際協力機構(JICA)*や(財)自治体国際化協会(CLAIR)*、(独)国際交流基金(The Japan Foundation)*においても、自治体を政府間での国際協力では手が届かないきめ細かな協力を行える主体として捉え、補助金の支給や情報提供による支援を行うなど、自治体の国際協力に対する期待が高まっています。

(4) 新たに居住する外国人の増加

市内においては、在住外国人の多くを占める特別永住者*である在日韓国・朝鮮人の人数が減少する一方、新たに市内に居住する外国人が増加*しており、言葉や文化の違いに起因する様々な問題が一層顕在化してきています。

今後、グローバル化の更なる進展や、長寿少子化に伴う労働力人口の減少等により、留学、就業、結婚などで外国からますます多くの人々が来日し、京都にも短期又は長期にわたって居住することが見込まれます。

全国的に見られる、定住外国人の増加やそれに伴う諸課題を踏まえ、国においても、総務省が平成18年(2006年)に「多文化共生推進プラン」*を各自治体に示すなど、在住外国人施策が全国的な懸案となりつつあります。

* 独立行政法人国際協力機構(Japan International Cooperation Agency: JICA): 政府の国際協力事業の一元的な実施機関として、昭和49年(1974年)に「国際協力事業団(JICA)」が発足。その後、平成15年(2003年)10月に政府開発援助(ODA)の実施機関として再編。平成20年(2008年)10月国際協力銀行(JBIC)の海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務の一部を統合。海外約100箇国に拠点。

* 財団法人自治体国際化協会(Council of Local Authorities for International Relations: CLAIR): 地域における国際化を支援し、推進するための地方公共団体の共同組織として昭和63年(1988年)7月に設立。主務官庁は総務省。海外事務所は7箇所。外国青年招致事業や職員員の海外派遣等を行う。

* 独立行政法人国際交流基金(The Japan Foundation): 日本文化紹介等国際文化交流の拠点。(財)国際文化振興会を母体に昭和47年(1972年)特殊法人「国際交流基金」が設立。平成15年(2003年)100%政府出資により設立。主務官庁は外務省。海外18箇国に19の海外拠点のほか、国内に本部(東京)と京都支部、2つの附属機関(日本語国際センター、関西国際センター)をもつ。

* 特別永住者: 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法」により、戦前から日本に居住する朝鮮半島や台湾出身者及びその子孫等に対して付与される法的地位をいう。

* 京都市における外国人登録者数: 資料編4(61ページ)参照

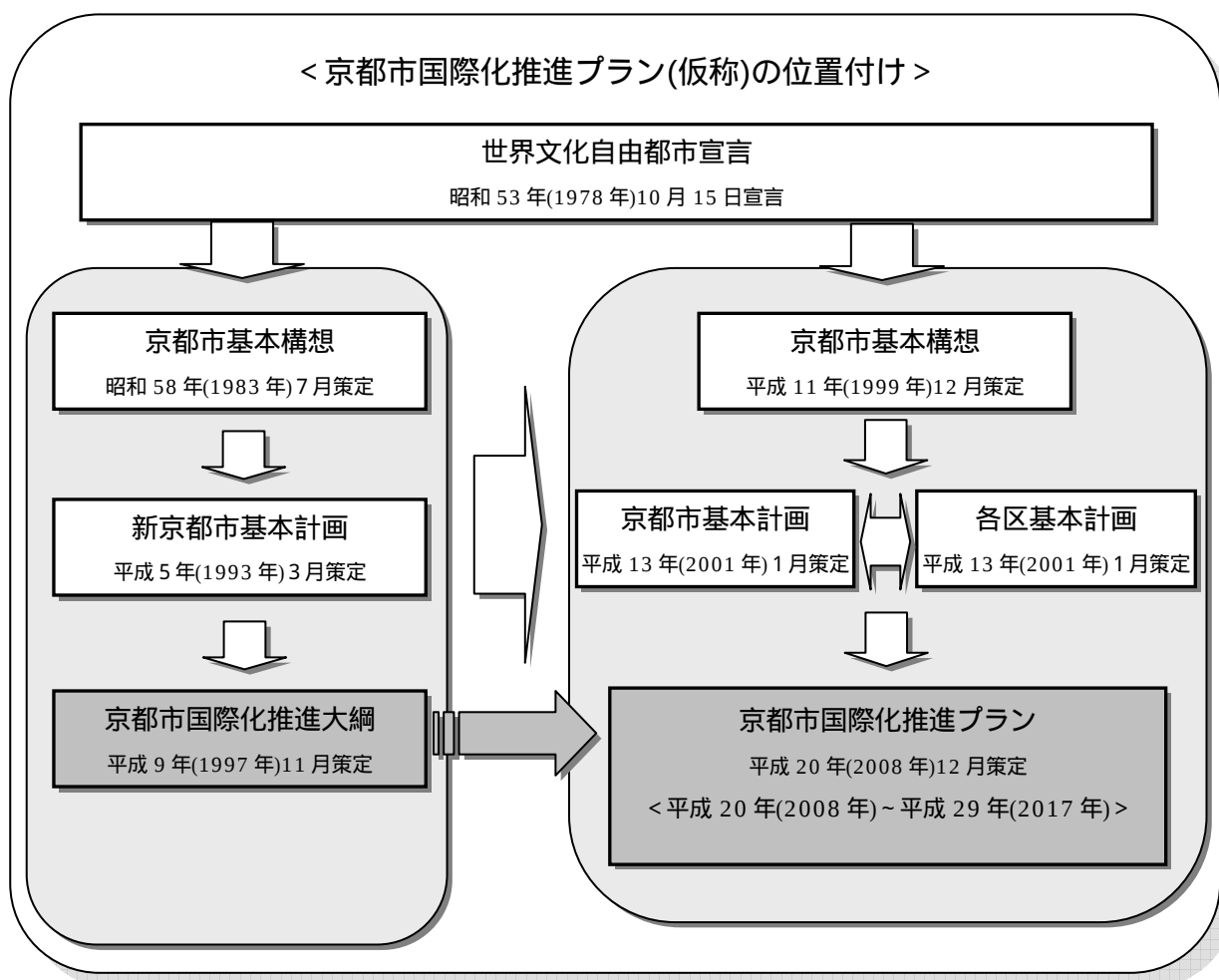
* 「多文化共生推進プラン」: 定住外国人の増加やそれに伴う諸課題を踏まえ、各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定を行う際の参考となるものとして、総務省が平成18年(2006年)に「多文化共生推進プラン」を各自治体に示した。

3 プランの目的と位置づけ

京都市基本計画及び京都市国際化推進大綱に基づく取組により、京都市における国際化は進展してきましたが、この新しいプランでは、大綱策定後10年間に生じた国際化を巡る情勢の変化とそれに伴う課題を踏まえながら、今後、京都市における国際化を更に発展させ、京都市が、住む人にとっても、訪れる人にとっても魅力的で輝かしい国際都市になるための基本的な考え方や目標を明らかにするとともに、その実現に向けて行政、企業、NPO、市民等が協力して取り組むべき内容について定めます。

本プランは京都市基本計画の分野別計画の一つであり、現基本計画取組期間（平成13年(2001年)～平成22年(2010年)）の終了後に策定される次期基本計画にも、このプランの内容を反映させ、京都市として国際化の推進に継続的に取り組んでいきます。

このプランは、今後概ね10年間を期間とします。



4 プランの策定経過

本プランの策定に当たっては、学識経験者や公募による市民からなる「京都市国際化推進プラン（仮称）策定委員会」*（以下「策定委員会」という。）を設置し、委員会内に「国際交流・協力部会」と「多文化共生部会」を設け、検討を行いました。

また、「京都市内学校・民間団体姉妹都市提携等アンケート調査」*と「京都市外国籍市民意識・実態調査」*を実施し、それぞれの部会の審議の参考としたほか、京都市外国籍市民施策懇話会から意見の提出を受け、多文化共生部会での審議において尊重すべき事項として取り扱いました。

策定委員会で審議を経た案を、ホームページでの掲載やパンフレットの配布等によって市民に周知し、意見募集を行ったのち、同委員会で最終案として取りまとめたものを京都市がプランとして策定しました。



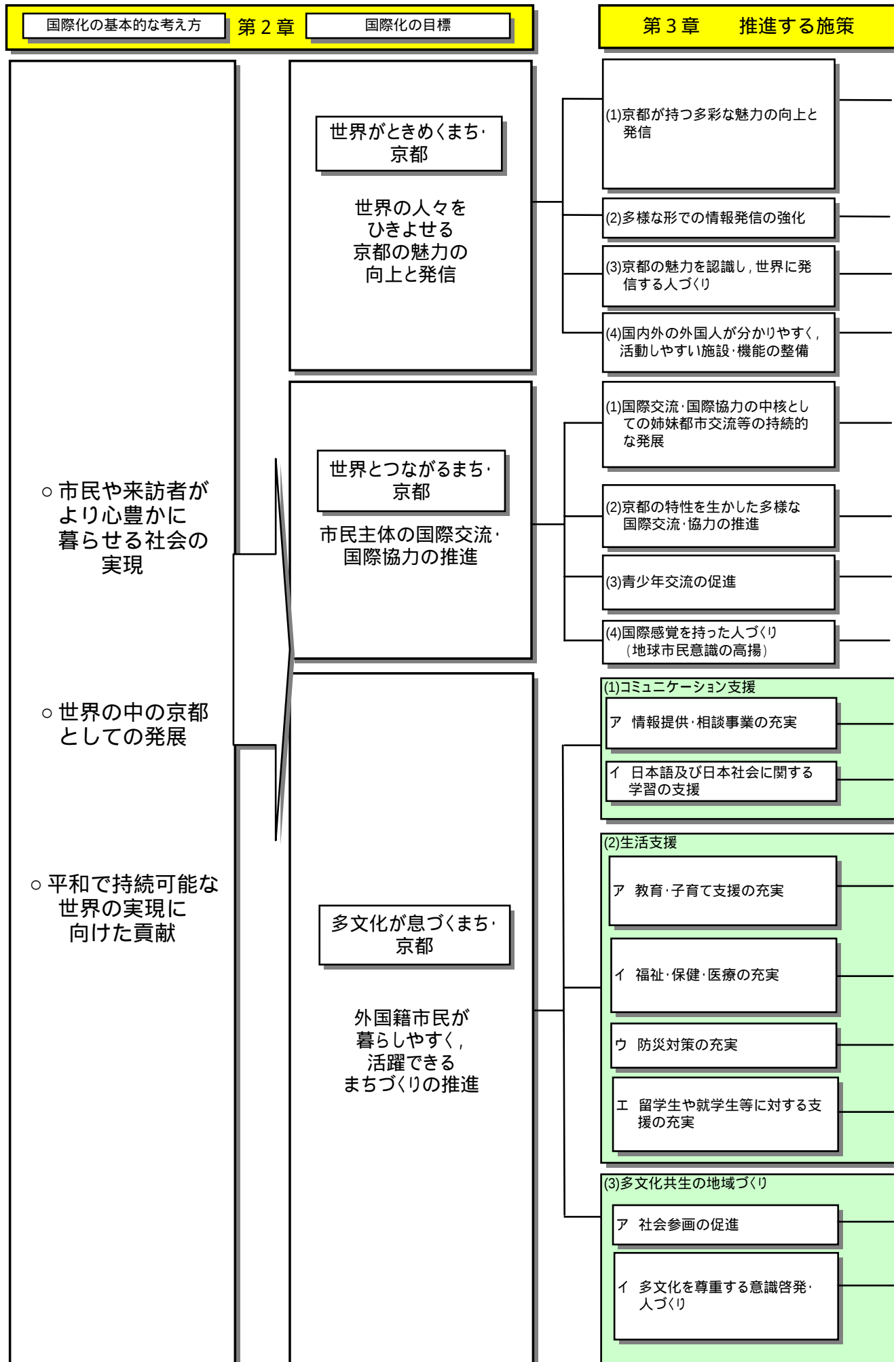
京都市国際化推進プラン（仮称）策定委員会

* 「京都市国際化推進プラン（仮称）策定委員会」：委員名簿 資料編 10(78 ページ)参照

* 「京都市内学校・民間団体姉妹都市提携等アンケート調査」：調査の概要 資料編 5(64 ページ)参照

* 「京都市外国籍市民意識・実態調査」：調査の概要 資料編 6(66 ページ)参照

プランの



概要

推進項目	第4章 プランの推進
歴史都市・京都の創生 〔景観〕京都らしく美しい景観の保全、再生、創造 〔文化〕歴史に育まれてきた文化の継承と創造 〔観光〕京都の都市資源を生かした魅力の創造と発信 環境先進都市としての魅力の向上と発信 留学生や研究者の集うまちづくりの推進 国際交流の拠点・コンベンション機能の充実	
メディアによる情報発信 人による情報発信	
学校を中心とする京都を学ぶ機会の提供 市民が京都を学ぶ機会の提供 市民の「もてなしの心」の向上	
海外からの訪問者に対しても快適な施設・機能の拡充 案内表示や観光情報等の多言語化の推進	
姉妹都市交流の充実と多様化 姉妹都市間における国際協力の推進 姉妹都市交流推進体制の強化 姉妹都市以外の多様な都市間交流の推進	
歴史都市としての国際交流・協力の推進 環境先進都市としての国際交流・協力の推進 京都の特性を生かした多彩な分野での交流・協力の促進	1 市民、民間団体等との協働
姉妹校提携など学校間交流の推進 国際会議等に積極的に参画する青少年の育成 青少年を対象とした国際交流事業の実施	2 多様な主体間の連携、協働
市民が国際理解を深める機会の提供 学校における国際理解教育・語学教育等の推進	
新規転入者に対する情報提供の充実 相談事業の充実 行政情報・生活情報の多言語化、情報提供方法の多様化の推進	3 京都市国際交流会館における事業の充実
日本語及び日本社会に関する学習環境の整備 日本語学習等に関する情報提供の充実	4 庁内体制の強化と人材の育成・確保
外国籍等の児童・生徒に対する教育のあり方の検討 日本語指導と学力向上支援の充実 自国の文化や言語を学ぶ教育に対する支援 保護者に対する情報提供の充実 教育・子育て支援に関する体制及び研修の充実	5 プランの進行管理
高齢者や障害のある外国籍市民に対する福祉の充実 無年金者に対する支援 医療情報の積極的な提供 医療通訳派遣事業の充実	
防災に係る情報提供の充実 災害時の支援体制の強化	
生活支援の充実 就学生等に対する支援の充実 市民との交流機会の提供 知識と能力の積極的な活用	
外国籍市民が活躍できる機会の提供 地域での交流機会の促進 市政参加の一層の促進	
あらゆる分野での差別の撤廃 多文化を尊重する市民意識の醸成 学校における多文化共生を推進する教育の充実 多文化共生を推進する人材の育成	

第2章 国際化の基本的な考え方と目標

1 国際化の基本的な考え方

「世界文化自由都市宣言」では、全世界のひとびとが人種，宗教，社会体制の相違を超えて，平和のうちに自由に集い，交流を行う都市を，都市の理想像として掲げました。

このように国内外からより多くの人々が集い，自由に交流するまちにすることで，市民や来訪者が様々な文化に触れることができ，より心豊かに暮らすことができるようになります。また，そうしたまちの前提条件となる，様々な国籍，民族，文化的背景を持った人が，暮らしやすく，活躍できる社会は，誰にとっても暮らしやすく，心豊かな生活ができる社会であると言えます。

そして，京都はこれまで長い歴史の中で，国内外から多様な文化を積極的に受け入れることによって，独自の豊かな文化を築きあげてきたように，世界と広く交わり，多様な文化を受け入れ続けてこそ，更に新しい魅力を創造し，将来にわたって「世界の中の京都」として発展を続けることが可能になります。

さらに，長い歴史の中で培われてきた豊かな文化に加えて，環境分野での先進的な取組などの京都の持つ新しい魅力も評価される中，それらをより積極的に伝えていくことによって，世界の都市や人々と相互理解を深めるとともに，知識や経験を分かち合うことで，宗教・民族間の紛争や環境問題など，地球規模での問題の解決に向け，前進していくことができます。

京都市では，こうした「市民や来訪者がより心豊かに暮らせる社会の実現」や，「世界の中の京都としての発展」，「平和で持続可能な世界の実現に向けた貢献」を目的として，国際化を推進していきます。

2 国際化の目標

国際化の基本的な考え方に基づき、京都市が目指す国際的なまちの姿として、次の3つの目標を定めます。

それぞれの目標は相互に連携し合う不可分のものであるため、その実現に向けてはすべての目標を考慮に入れた効果的な施策を展開していきます。

(1) 世界がときめくまち・京都

～世界の人々をひきよせる京都の魅力の向上と発信～

1200年の歴史を持つ京都は、その長い歴史の中で、歴史的建造物や多くの芸術品、伝統的な町並みなどの有形の財産のみならず、伝統産業や学問、宗教、芸術あるいは京都の生活の知恵ともいえる環境に優しい生活様式等、豊かな文化を育み、蓄積してきた、独自の魅力を持つ、世界に類を見ないまちです。

一方、京都はその伝統文化に、新しい文化が融合する中で、先端的な研究や先進企業が発達し、また産学公の連携のように異分野が協力して新しい価値を創造するなど、魅力あふれる知性が集う、学術研究と先端産業のまちでもあります。

こうした新旧両面をもつ都市として、また、環境に優しい文化を持つ都市としての魅力によって、京都市は、観光客や留学生をはじめ世界中の人々をひきよせ、様々な分野の交流を育みつつ、更なる魅力を生み出すまちを目指します。

そのために、市民一人一人が京都の魅力を理解し、世界に積極的に発信していきます。

(2) 世界とつながるまち・京都

～市民主体の国際交流・国際協力の推進～

京都市は、パリ市、ボストン市をはじめとする9つの都市と姉妹都市提携*を行い、姉妹都市交流を国際交流、国際協力の中心として友好親善・相互理解を深めてきました。

近年、社会状況・国際状況の変化とともに、青少年交流や経済交流、技術支援など、より一層幅広い国際交流、国際協力が期待されています。

そこで京都市は、姉妹都市をはじめとする世界の都市との国際交流・協力が市民レベルで定着し、活発に行われるまちを目指します。

また京都市は、姉妹都市だけでなく世界の平和と発展に貢献するため、平成6年(1994年)に「世界歴史都市連盟」を設立し、会長都市を務める一方、平成17年(2005年)には「気候変動に関する世界市長・首長協議会」を設立、世界の自治体リーダー間のネットワーク化を推進しています。

このように、京都市は世界の自治体の中でも先進的に国際交流・協力を行う役割を果たすまちであり続けることを目指します。

そのためには、外国の文化を知り、理解し、尊重し、信頼関係を構築できる国際感覚をもった人づくりを推進する必要があります。特に次世代を担う青少年については、国際的視野を広め、相互理解を深める機会を積極的に提供し、「地球市民」*としての意識を育むような取組を推進します。

(3) 多文化が息づくまち・京都

～外国籍市民が暮らしやすく、活躍できるまちづくりの推進～

京都市には、100を超える国々の4万1千人以上の外国籍の人が暮らしています。

その中には、日本の植民地支配の結果生じた様々な事情によって日本に住むこととなった方とその子孫である在日韓国・朝鮮人や、大学などに通う留学生や研究者、就労・研修のために来日した人々等、多様な外国籍の人々が暮らしています。

また、それらの人々に加え、日本国籍を取得した人や日本人との国際結婚により生まれた子どもなど、日本国籍を持ちながら、外国にルーツをもつ人や中国帰国者*など、多様な文化的背景をもつ人もたくさん暮らしています。

京都市は、外国籍の人だけでなく、日本国籍を取得した人を含め、こうした外国にルーツをもつ全ての人が暮らしやすいまちを目指します。

そのためには、まず外国籍市民*をはじめ外国にルーツをもつすべての人が、市民生活のあらゆる面で安心して暮らせるよう、国際人権規約*をはじめ、人種差別撤廃条約*、児童の権利条約*など外国人の人権に関する国際条約の精神を市の施策に活かし、市民としての権利が尊重される、差別のない人権尊重の環境づくりを進めるとともに、それぞれの人々の抱える課題に応じた必要な支援を行っていきます。その際、特に出身国や言語において少数者である人々は、支援を受けにくい場合が多く、そうした状況も考慮にいった施策を行っていきます。さらに、市民一人一人が、外国籍市民の人々等を同じ地域に住む住民としてそれらの人々の文化や慣習などを理解し、サポートする地域づくりを進めます。

また、多様な国籍、文化的背景を持った外国籍市民の多くは、自らの文化や言語の紹介やボランティア活動、市政への参加など、地域での様々な活動に参加する意欲を持っています。**暮らしやすいまちづくりを進めるだけにとどまらず、こうした市民が存分に知識や能力を生かして地域社会で活躍することで、あらゆる市民がより豊かな生活を送れるまちを目指します。**

なお、「帰化」による日本国籍取得者や日本人との国際結婚による子どもなど、日本国籍を持っていても、家族や文化の面で外国にルーツをもつ人々も含めて表現することが必要な場合は、今後、「外国籍市民等」と表記することとします。

* 姉妹都市提携：資料編 2(59 ページ)参照

* 地球市民：地球に暮らす一員として、国家や民族の枠に捉われず、国際社会の発展のために行動できる人をいう。

* 外国籍市民：京都市においては、「京都市に居住する外国籍の人々を国籍の異なる市民であるという意味で「外国籍市民」と位置付け」、すべての市民が共に生きる多文化共生社会の実現を目指している。

* 中国帰国者：1945(昭和 20)年に第 2 次世界大戦が終結した後も帰国できず、中国に残された日本人で、日中国交正常化後に帰国した者

* 国際人権規約：人権と基本的自由の尊重の推進を掲げる条約で、昭和 41 年(1966 年)に国連総会で採択され、昭和 51 年(1976 年)に発効した。世界人権宣言の内容を基礎としてこれを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものである。社会権を内容とする A 規約と自由権等を扱う B 規約から構成される。

* 人種差別撤廃条約：人種差別の撤廃を掲げる条約で昭和 40 年(1965 年)に国連総会で採択され、昭和 44 年(1969 年)に発効した。人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とする。

* 児童の権利条約：子どもの人権を包括的に規定した条約で、平成元年(1989 年)に国連総会で採択され、平成 2 年(1990 年)に発効した。国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍(ふえん)し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものである。

第3章 推進する施策

1 世界がときめくまち・京都

～世界の人々をひきよせる京都の魅力の向上と発信～

(1) 京都が持つ多彩な魅力の向上と発信

世界の人々にとって魅力あふれるまちとするため、「京都創生」*の実現を目指して、景観、文化、観光の3分野の施策を重点的に推し進めるとともに、環境都市、留学生や研究者が集う学術・研究都市、そして国際交流やコンベンションの拠点という側面からも京都の魅力により一層磨きをかけ、その魅力を積極的に世界に広める必要があります。

この景観、文化、観光の魅力向上への取組と、戦略的な海外への発信によって、日本の伝統文化や美しい景観、あるいは日本人に対する外国人の理解や関心が深まります。加えて、「京都議定書」*誕生の地としての先進的な環境対策、大学のまちとしての先端的な学術研究支援、大学間協力や産学公連携推進、そして世界的に重要な国際会議が多数開催される都市としてのコンベンション機能の充実といった各施策の推進によって、世界における京都の地位が一段と向上します。

こうして世界中の人々を京都にひきよせ、交流することが、新たな文化を生み、経済を活性化させ、国際的に魅力あふれる京都の創生に大きく貢献します。

* 京都創生：千二百年を超える歴史と文化が息づくまち・京都が持つ山紫水明の美しい自然や落ち着いた都市景観、受け継がれ磨き上げられてきた伝統文化などを、日本の歴史文化の象徴として守り、育てることで、歴史都市・京都の魅力に更に磨きをかけ、その素晴らしさを国内外に発信することを進めていく取組。京都市では、平成15年（2003年）6月に京都創生懇談会（座長：梅原猛 国際日本文化研究センター顧問）から提出された「国家戦略としての京都創生の提言」を受け、平成16年（2004年）10月に「歴史都市・京都創生策（案）」を策定。京都創生の取組を一層強力に推進していくために、平成18年（2006年）11月に「歴史都市・京都創生策」を策定

* 京都議定書：平成9年（1997年）12月、京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された議定書。平成17年（2005年）2月に発効

【推進項目】

歴史都市・京都の創生

ア〔景観〕京都らしく美しい景観の保全、再生、創造

「新景観政策」をはじめとして、山並み、町並みの景観の保全や、無電柱化の推進*、広告物の規制の強化、放置自転車の追放など、あらゆる景観構成要素に京都らしさ、美しさを追求する施策を推進します。

また、観光地だけでなく、伝統的町並み、職住共存地区など、京都の活力と魅力が凝縮された都心部、とりわけ歴史的都心地区で自動車渋滞や自転車問題等の交通問題を解決し、「歩いて楽しいまち」の実現に向けた取組を推進します。

さらに、海外での京町家シンポジウムの開催をはじめ、京都らしく美しい景観を保全、再生する取組を積極的に世界に発信し、かけがえのない京都の景観を未来へ引き継ぐ取組を進めます。

イ〔文化〕歴史に育まれてきた文化の継承と創造

京都に集積する日本の伝統芸能の魅力を国内外に広く発信し、将来に継承する拠点として、国立京都伝統芸能文化センター（仮称）*の整備を国に求めるなど、文化施設等の機能の充実を図ります。

一方で、伝統芸能から新しい芸術、市民文化などの魅力を国内外に発信する「京都文化祭典」*や、世界的に著名な文化人や芸術家を招いた「国際文化フォーラム」*の開催、社寺や庭園を背景にしたコンサートなど、海外からの訪問者にも魅力的な、京都ならではの文化事業を推進します。

また、文化芸術に関する国内外の地域との交流を促進するため、「アーティスト・イン・レジデンス」*事業のような、国内外の芸術家や芸術関係者を受け入れ、活動を支援する取組を進めます。

* 無電柱化の推進：京都市では、景観面のほか、安全で快適な歩行空間の確保、都市災害の防止とライフラインの安全性、信頼性の向上、高度情報化社会への対応等の観点からも、無電柱化を積極的に推進しており、「歴史都市・京都創生策」に掲げるとともに、国の制度的、財政的な支援を求めている。

* 国立京都伝統芸能文化センター（仮称）：京都に集積されている日本の伝統芸能を体験・体感する機会を提供するとともに、それを生み出してきた人・物（作品）・場を国内外の人々に情報発信し、更に継承・創造するための拠点として京都市が国の整備を求めているもの

* 京都文化祭典：伝統芸能や、先駆的な文化芸術を全国に発信することによって、京都の都市としての創生を図るため開催する祭典。「京の華舞台」、「京都の秋 音楽祭」、「京都映画祭」など、多彩な催しが行われる。

* 国際文化フォーラム：文化庁が推進している「関西元気文化圏」の中心事業として開催されるもので、内外の著名な文化人・芸術家が世界の文化の最新情報や文化をとりまく課題に関する知見を、講演・討論を通じて交換する場を提供するとともに、日本の文化発信の「顔」となる催しとして開催

* アーティスト・イン・レジデンス：芸術家等が一定期間国内外の他の都市に居住し、その都市の歴史や文化に感化を受けながら作品を制作・発表する試み。京都市では、平成12年（2000年）4月に元明倫小学校跡地に設立された京都芸術センター（中京区）や、フランス政府が運営するヴィラ九条山（東山区）などで実施

加えて、効果的な魅力発信のため、京都迎賓館^{*}や京都市国際交流会館、京都の各国文化センター^{*}、東京の「京都館」^{*}のほか、海外情報拠点や、文化芸術の関連機関・施設と有機的に連携しながら、国際的な情報発信を進めます。

ウ〔観光〕京都の都市資源を生かした魅力の創造と発信

観光立国・日本の牽引役として、入洛外国人観光客数200万人の2010年度達成に向け、本市の5大重点市場（米国・台湾・韓国・中国・豪州）に設置した海外情報拠点等を活用しつつ、各市場の特性に応じたきめ細かい外国人誘致施策を推進するとともに、積極的に新規市場開拓事業にも取り組んでいきます。

入洛外国人宿泊客数において圧倒的なシェアを占め、世界文化遺産、寺院・神社といった京都の特性を最も発揮できる欧米諸国・豪州に対しては、近年急速に普及の進むインターネットを利用した情報発信を進めるとともに、京都の奥深い魅力を体感できるような多様な形態の宿泊施設の充実や、都市資源である京都の文化を五感で感じられる様々な体験型観光商品の造成の促進に努めていきます。

また、経済成長著しい中国やインド、シンガポールの企業等のビジネスに伴う京都観光や、これらの企業等による京都での海外研修実施の働きかけ等、今後より多くの誘客が見込めるアジア諸国の来訪客をターゲットとしたマーケティング戦略を策定し、積極的な誘致施策を展開するとともに、小中学生、高校生を対象とした教育旅行の誘致等を進めます。とくに、平成20年（2008年）は日韓観光交流年であるため、これを契機として市内の朝鮮通信使ゆかりの地を国内外に発信することにより、韓国からの観光客誘致を促進します。

さらに、国の「観光立国推進基本計画」^{*}には、平成22年（2010年）までに外国人観光客を1000万人に増やす目標が掲げられており、京都を「観光立国・日本」を代表する都市と位置づけた施策の展開を行うよう、国や関係団体に積極的に働きかけていきます。

^{*} 京都迎賓館：京都御苑内にある国の迎賓施設。日本の迎賓館は東京赤坂と京都にのみ存在する。内閣府の施設等機関。平成17年（2005年）3月完成

^{*} 京都の各国文化センター：イタリア文化会館京都支部（中京区）、京都ドイツ文化センター（ゲーテ・インスティトゥート）（左京区）、関西日仏学館（左京区）

^{*} 京都館：東京駅八重洲口正面において、首都圏を対象に、古都・京都の魅力を紹介する京都市の総合情報館。旬の観光情報の提供や伝統工芸品をはじめ、多種多彩な京都産品の販売も行う。

^{*} 観光立国推進基本計画：平成19年（2007年）6月に観光立国推進基本法第10条の規定に基づき、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国において定められたもの。計画期間は5年間

環境先進都市としての魅力の向上と発信

京都議定書誕生の地である京都から、「イクレイ - 持続可能性をめざす自治体協議会 (ICLEI)」* や「気候変動に関する世界市長・首長協議会(WMCCC)」への積極的な参画, 世界の歴史都市の発展を追求する世界歴史都市連盟を通じた環境保全の推進など, 環境先進都市としての魅力や情報の発信に努めます。

また, 京都市が京都大学, 環境省等と合同で取り組んでいる全国初の試みである生ごみ類の水素ガスへの変換のような, 焼却ごみの大幅な削減と環境にやさしいエネルギーの確保に努めるとともに, ISO14001 の認証取得が困難な中小企業でも容易に環境保全活動に取り組める「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」* の取得を推進し, 情報発信に努めます。

気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)開催を記念して開設された「京都市環境保全活動センター(京エコロジーセンター)」* においては, 内外からの訪問者に対する環境学習と環境保全活動拠点としての活用を一層図ります。

また, エアコン等に頼らない町家での暮らし, 門掃き, 水撒きのような環境にやさしい京都の伝統的な生活文化の価値を市民が再認識し, 日頃の生活様式を見つめ直すことから, 地球規模の環境問題への積極的な取組まで, 環境先進都市の礎となる市民, 事業者の環境意識の向上に努めます。

* 「イクレイ - 持続可能性をめざす自治体協議会 (Local Government for Sustainability)」(International Council for Local Environmental Initiatives: ICLEI): 持続可能な開発に積極的に取り組む自治体及び自治体連合で構成された国際的な連合組織。平成2年(1990年)設立。会員は67箇国1,000(平成20年(2008年)11月6日現在)の自治体及び自治体連合組織。本部はトロント市(カナダ)。日本では平成5年(1993年)に事務所を設置し, 21の自治体が加盟

* KES・環境マネジメントシステム・スタンダード (KES Environmental Management System Standard): 国際規格ISO14001は, 認証取得に多大な経費が必要なため, 取り組みが難しい中小企業等を対象に市民・事業者と京都市等がつくる環境まちづくり組織「京(みやこ)のアジェンダ21フォーラム」が別の基準として作成し, 創設した独自の認証制度

* 京都市環境保全活動センター(京エコロジーセンター): 平成9(1997)年12月に, 「地球温暖化防止京都会議(COP3)」が開催され, この会議で採択された「京都議定書」の採択を記念し, 市民の環境学習と環境保全活動の拠点として平成14年(2002年)4月に開設された。

留学生や研究者の集うまちづくりの推進

大学のまち京都において、各大学及び(財)大学コンソーシアム京都^{*}との連携を強化するほか、京都にある各国文化施設、国際日本文化研究センター^{*}、総合地球環境学研究所^{*}、(独)国際交流基金、スタンフォード日本センター^{*}、京都アメリカ大学コンソーシアム^{*}や海外の大学、国際関係機関との連携を図り、多様な交流やネットワークの形成を推進します。

大学コンソーシアム京都が中心となって留学プログラムの開発及び促進を図るとともに、大学コンソーシアム京都や各大学の特色・魅力を海外へ積極的にPRしていくため、パンフレットの作成や外国語版ホームページなど、多様な媒体による情報発信に努めます。

さらに、海外からの研究者・留学生などが、心おきなく勉学や研究に打ち込めるよう、行政・大学等が提供する市内の留学生向け住戸2,000戸（現在約950戸）の実現を目指す「留学生住居整備支援プロジェクト」の創設をはじめ、情報提供、相談体制の充実や企業等との連携による奨学金の創設、その子どもの教育に対する支援など、本人とその家族の生活に配慮した受入れ環境の整備や支援の充実に取り組むとともに、将来母国と京都とをつなぐ架け橋となる留学生が、京都の文化芸術により親しむことができるよう、本市の文化施設の見学・体験、イベント等への参加機会を提供する「留学生優待プログラム(仮称)」を実施する。また、留学生が日本で身に付けた知識や経験を京都で生かせるよう、就職支援の充実を図ります。

また、留学生にとって一層魅力的な「大学のまち京都」を実現するため現在策定予定の「大学のまち京都」「学生のまち京都」推進計画(仮称)」において、留学生に関する施策の充実を図ります。

さらに、就学生等（大学進学などを目的に日本語を学ぶ学生）については、その多くが卒業後留学生として、引き続き京都で生活することから、就学生等が学びやすい環境整備も促進します。

こうした留学生等を支援・誘致する施策を着実に推進するために、庁内と関連団体によるプロジェクトチームを設置し、世界中から留学生や研究者が多数集まり、共に暮らすまちづくりを推進して、現在、市内に約4,500人在籍する留学生の倍増を図り、「留学生1万人」の実現を目指します。

^{*}財団法人大学コンソーシアム京都：大学、地域社会及び産業界との協力による大学教育改善のための情報発信交流等を行い、連携を深め、教育研究の向上とその成果の還元を図り、日本の学術研究と高等教育の発展を目的として、平成10年（1998年）3月に設立。主務官庁は文部科学省。約50大学・短期大学が加盟

^{*}国際日本文化研究センター：人間文化研究機構を構成する大学共同利用機関。昭和62年（1987年）創設

^{*}総合地球環境学研究所：地球環境問題の解決に向けた学問を創出するための総合的な研究を行う文部科学省の大学共同利用機関。平成13年（2001年）4月創設

^{*}スタンフォード日本センター：平成元年（1989年）2月に日米の学術交流を一層推進し、深めていくために設立され、教育部門、研究部門の2つの部門において、さまざまなプログラムやプロジェクトを展開

^{*}京都アメリカ大学コンソーシアム：米国の14大学から選抜された3年生を対象にした8ヶ月間の社会科学・人文科学の日本研究プログラム。平成元年（1989年）に設立され、加盟14大学で組織された委員会にて運営されており、シカゴ大学が実務を担当。

^{*}就学生等：4ページ脚注参照

先端技術産業の発達した都市・京都において、市内に集積する世界的な先進企業や多彩な研究成果を蓄積する大学との連携により、独創的な技術革新が連鎖的に生まれるシステム（知的クラスター）の構築を目指す「知的クラスター創成事業」*や、ライフサイエンス分野の産業振興を図る「京都バイオシティ構想」*を推進し、海外の研究機関や企業との更なる連携を通じて、世界から人材等をひきつける、国際競争力のある拠点の形成を図ります。

国際交流の拠点・コンベンション機能の充実

京都には国立京都国際会館*や伝統技術の粋を集めて建設した京都迎賓館があり、京都を世界にアピールする貴重な舞台が備わっていると言えます。平成20年(2008年)主要国首脳会議(G8サミット*)外相会合の開催の成功にみられたように、今後も国際会議や見本市の誘致・開催を(財)京都文化交流コンベンションビューロー*と連携して、積極的に行います。

中でも、世界中で親しまれている日本のマンガ研究の拠点「京都国際マンガミュージアム」の運営を通じてマンガ文化の魅力を国内外に広く発信するとともに、その様々な取組の一環として、国際マンガサミット*を開催します。

さらに、世界と常に密接な関係を保つことにより、国際的な存在感を高めるため、国際関係機関の誘致に努めます。

また、国の「国際会議の開催・誘致促進による国際交流プログラム」*とも連動したコンベンション振興のあり方を検討します。

一方、会場となる国立京都国際会館の拡充・整備についての国への要望や国際会議受入れのインフラ整備の推進を図ります。

* 知的クラスター創成事業：文部科学省が、自治体の主体性を重視し、大学、公的研究機関等を核とし、関連研究機関、研究開発型企業等が集積する研究開発能力の拠点の創成を目指す事業

* 京都バイオシティ構想：京都のライフサイエンス分野の先進性・優位性を活かした産業形成の促進のため、産学公連携の下にバイオ産業を中心とする新たな産業政策・都市戦略として平成14年(2002年)6月策定

* 国立京都国際会館：昭和41年(1966年)、日本で最初の国立の会議施設として開館

* G8サミット：主要国首脳会議(Group of Eight)。フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ、ロシアの8箇国及びその年のEU議長国の政府首脳及び欧州委員会委員長が年1回集まり、国際間の経済的、政治的課題について討議する会議。首脳会合は北海道洞爺湖。外相会合は2008年に京都で開催

* 財団法人京都文化交流コンベンションビューロー：文化芸術の普及向上に努めるとともに、国内外のコンベンション誘致及び賓客等の入洛を促すことを目的に「京都コンベンションビューロー」と「財団法人平安建都千二百年記念協会」を再編し、平成18年(2006年)4月設立、平成19年(2007年)1月より財団法人化

* 国際マンガサミット：世界各国のマンガ家同士の親善と交流を目的とし、併せてその権益とマンガ文化の振興を図る大会。平成8年(1996年)開催以来アジア各国・地域で開催されている。平成20年(2008年)は第9回

* 国際会議の開催・誘致促進による国際交流プログラム：今後5年以内に主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばし、アジアにおける最大の国際会議開催国を目指すための施策。国土交通省が平成19年(2007年)6月に発表した。

(2) 多様な形での情報発信の強化

情報通信技術(IT)の発達した現在，世界の国々に対し，より効果的に情報発信を行っていくためには，従来の紙媒体のみならず，ホームページや電子メールをはじめ，インターネットで情報を提供するなど，多様なメディア（情報媒体）を効果的に活用することが必要です。

その一方で，人を介した伝達も常に情報流通の基盤であることを忘れず，市内訪問者や滞在者，あるいは国や府，民間団体と連携して，人による広報を効果的に行うことも必要です。

【推進項目】

メディアによる情報発信

新聞・テレビ・出版などのマスメディアに加え，京都の概要や魅力を積極的に国外に発信するため，留学生と連携したシティセールス^{*}のためのパンフレットやDVD等を作成し，海外との様々な交流機会に配布します。

また，効果的な情報発信のためにインターネットを活用した新しいメディア^{*}や映画，音楽など，国内外の多様な情報メディアを通じて，常に新しい「本物の京都」の情報を提供します。

人による情報発信

京都を訪問する海外からの国公賓の京都迎賓館での歓迎行事の開催や，マスメディアの招聘などを通じ，京都の魅力を一層理解してもらうための積極的な情報提供を推進します。

また，京都の多彩な魅力を世界に伝える「京都市名誉親善大使(仮称)」を創設するとともに，シンポジウムや留学生とのミーティングの開催等によって実際に京都に滞在する又は滞在した経験のある留学生・研究者や企業の駐在員が，京都の情報を有効に発信できるような方法を検討します。そして，海外へ派遣される青年海外協力隊^{*}やシニア海外ボランティア^{*}等を通じた情報発信についても検討します。

さらに，国際会議への積極的な参加や，在外日本大使館，(財)自治体国際化協会海外事務所をはじめとする外務省や総務省の在外関係機関の事業を活用するなど，京都の情報発信の取組を推進するとともに，在京大使館，関西の総領事館の関係者に対する京都の魅力の効果的な紹介・発信を図ります。

^{*}新しいメディア：一例として，3D で表現された仮想世界でのネット上のオンラインサービス「セカンドライフ」では，誰でも自由に参加して，ネット上で観光地・販売店の訪問や，共通の通貨を通じての売買などが可能となるもので，観光・ブランドの促進につながる新たなビジネスモデルともいわれる。

^{*}シティセールス：都市や地域の魅力などを効果的に外部にアピールすること。

^{*}青年海外協力隊：日本国政府が行う政府開発援助の一環として，JICA が実施する海外ボランティア派遣制度。募集年齢は20～39歳。農林水産，教育，保健衛生など120以上の職種で募集。派遣国は約80箇国で，昭和40年（1965年）4月に発足。これまでに約30,000名の隊員を派遣

^{*}シニア海外ボランティア：平成2年（1990年）に始まった，シニア版の青年海外協力隊。40～69歳までの中高年を対象にしたプログラム。派遣先は世界50箇国。これまでに約2,000名のボランティアを派遣

(3) 京都の魅力を認識し、世界に発信する人づくり

京都の魅力を世界に広めていくためには、まず京都市民が京都を愛し、その魅力や価値を深く理解すること、そして京都が世界的にも貴重な存在であることを認識することが必要です。そのために、学校教育や生涯学習の場を積極的に活用していきます。

また、旅先での地元の人との触れ合いがまちの印象に大きな影響を与えることから、市民憲章^{*}を模範としつつ、京都を訪れる人々が、良い思い出や印象を持ち帰られるような、市民による「もてなしの心」をより一層高めていくことが重要です。

【推進項目】

学校を中心とする京都を学ぶ機会の提供

これまでから教科等の学習を通じて、子どもたちは自分たちの生活の舞台である身近な地域や京都の伝統や文化、芸術、産業等への理解を深めており、今後は京都ならではの特色を活かし、伝統工芸、伝統音楽等に携わる方々を講師に招くことや学校における茶道の取組など、地域との連携による伝統文化の体験的な学習の機会の充実を図ります。

また、学校給食においては、京の伝統を伝えるおばんざいの献立や季節を味わう行事食も取り入れ、地産地消(知産知消^{*})を更に拡大するなどにより、子どもたちの京都に対する興味・関心を高める取組を推進します。

市民が京都を学ぶ機会の提供

町家の暮らしの知恵や京の食文化等を子どもたちに体験的に伝える「子どものための暮らしの文化体験講座」をはじめとする事業を実施し、京都の魅力を学ぶ機会を提供します。また、地域の中での「暮らしの文化」の再発見・再認識の促進や、普及・啓発のためのシンポジウムの開催など、暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策を推進します。

^{*}市民憲章：

＜京都市市民憲章＞

わたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものです。

1. わたくしたち京都市民は、美しいまちをきずきましょう。
1. わたくしたち京都市民は、清潔な環境をつくりましょう。
1. わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましょう。
1. わたくしたち京都市民は、文化財の愛護につとめましょう。
1. わたくしたち京都市民は、旅行者をあたかくむかえましょう。

(昭和31年(1956年)5月3日制定)

^{*}知産知消：地元の食材を地元で食べる「地産地消」を教育活動として捉え、食材の生産の様子を知り、消費のされ方を知ることによって、生産者等すべての人に感謝する気持ちを育む京都市独自の取組。献立で使用した京野菜の生産の様子を紹介する資料を作成し、食指導に活用している。

さらに、「みやこ子ども土曜塾」*のような京都の芸術、伝統文化、自然を体験する取組など、子どもたちとともに保護者や地域の人々の京都に対する興味・関心を深める取組を実施します。

加えて、市民対象の「京都創生推進フォーラム」*や「アスニー京都学」*の実施や「京都・観光文化検定試験」*事業等への支援の継続、大学コンソーシアム京都で実施している生涯学習事業「京カレッジ」*などにより、市民がより深く京都を知る機会を提供します。

また、京都の大学で学ぶすべての学生が、伝統文化や伝統技術など京都が築いてきた1200年の「京都の知」を体験することのできる仕組みを広げ、京都について学ぶ機会を充実させます。

市民の「もてなしの心」の向上

まちを綺麗にしてもてなす京の門掃きのように、京都に伝わるもてなしの精神を涵養するために「世界の京都・まちの美化市民総行動」*をはじめとする活動の実施に際して、その意義の周知を図ります。

また、多くの市民が簡単な道案内や観光案内を外国人観光客に対して行うことができるよう、市内の小・中学校をはじめ一般市民に対して、啓発や研修等を実施します。

さらに、京都・観光文化検定試験合格者等を対象に、今後の京都観光を担う人材の育成研修を実施し、観光案内所や祭事、観光イベント等へ派遣します。

加えて、言語や文化の異なる外国人に対するピクトグラム(絵文字)の使用や外国語併記といったユニバーサルデザイン*の考え方の普及を、各種メディアを利用して推進します。

*みやこ子ども土曜塾：土曜日をはじめ学校休業日に、京都ならではの多様な学習資源を生かした学びの場を提供し、子どもたちを育んでいこうという市民ぐるみの取組。平成16年(2004年)10月開始、約8,000企画、延べ17万人が参加(平成19年(2007年)4月現在)

*京都創生推進フォーラム：「京都創生」に賛同する団体、市民らが集い、積極的に取り組むことで、国内外に京都創生の気運を高めることを目指し、平成17年(2005年)5月に設立。セミナーやシンポジウムを開催

*アスニー京都学：京都アスニー(昭和56年(1981年)4月設立の京都市生涯学習総合センター)が提供する京都の持つ歴史や文化等を生かした講座

*京都・観光文化検定試験：平成16年(2004年)開始の京都に関する歴史、文化、産業、暮らしなどの多分野の京都通度を認定する検定試験。主催は京都商工会議所。京都市は後援

*京カレッジ：京都市と大学コンソーシアム京都が共催する生涯学習事業。京都地域の大学・短期大学から「大学講義」「市民教養講座」「資格取得講座」「特別コース(地域公共人材育成コース)」といった科目・講座が提供され、老若男女を問わず生涯学習のニーズをトータルにカバーしている。

*世界の京都・まちの美化市民総行動：京都市内の美化団体が年に一度一堂に会し、交流し合うまちの美化の祭典として総行動を展開

*ユニバーサルデザイン：文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)

(4) 国内外の外国人が分かりやすく、活動しやすい施設・機能の整備

世界的に魅力のあるまちであるためには、その前提として、世界のあらゆる人が、京都で安心して、快適に行動できる環境を整える必要があります。

また、京都に来た外国人が一人でも不自由なく行動できるよう、案内表示や観光情報などの多言語化やピクトグラム(絵文字)の活用など、外国人にも分かりやすい施設や機能の整備を促進します。

【推進項目】

① 海外からの訪問者に対しても快適な施設・機能の拡充

海外からの観光客の利便性の向上を図るため、観光案内所の施設の整備、拡充等に向けた調査や検討を行います。

道路、公園、公共建築物、交通機関、商業施設等の建物や施設において、言語、文化、風習の異なる外国人が安心して訪れることができるよう、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた、誰もが利用しやすい公衆トイレをはじめとする建築物の整備に努めます。

観光客を含むすべての外国人が、災害時に情報を的確に得ることができるような施策の検討を行います。

② 案内表示や観光情報等の多言語化の推進

商業と観光の一体的推進の観点から、観光パンフレットや飲食店メニュー及び観光情報ホームページ等の多言語化を充実させます。

また、歩いて楽しい観光を推進するため、観光案内板、案内標識、名所説明立札(駒札)等の4言語表記化*やピクトグラムの使用など、外国人観光客にも分かりやすい案内表示を推進します。

交通機関においても、外国人観光客にも分かりやすい案内表示を推進していきます。

* 4言語表記化：日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語

2 世界とつながるまち・京都 ～ 市民主体の国際交流・国際協力の推進～

(1) 国際交流・国際協力の中核としての姉妹都市交流等の持続的な発展

国際交流の分野においては、姉妹都市交流が、市民にとって身近で取り組みやすい形態として、近年、市民や民間団体によって独自に多彩な分野で交流が行われるようになっていきます。今後も、こうした幅広い分野での交流を推進するよう、情報提供の充実や推進体制の維持強化などの取組をしていくことが重要です。

一方で社会状況の変化とともに、これまでの友好親善中心の交流から、都市の発展に寄与する技術交流や経済交流など、課題解決型の事業や国際協力も求められるようになっていきます。

京都市でも、姉妹都市の枠組みを効果的に利用し、在外日本大使館、(独)国際協力機構(JICA)*、国際協力銀行(JBIC)*、日本貿易振興機構(JETRO)*、(独)国際交流基金(The Japan Foundation)及び(財)自治体国際化協会(CLAIR)などの国際関係機関を媒介として、経済交流、技術支援等の互惠の事業や国際協力の取組を促進していく必要があります。

また同時に、姉妹都市以外の多様な都市間交流も推進していく必要があります。

* (独)国際協力機構(JICA)：4 ページ脚注参照

* 国際協力銀行(JBIC)：わが国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的に、平成 11 年(1999 年)に日本輸出入銀行と海外経済協力基金を統合して発足した全額政府出資の特殊銀行。日本政策金融公庫(JFC)の国際金融部門専門機関として、平成 20 年(2008 年)10 月より新 JBIC(国際協力銀行)として設立され、日本の国際政策を一挙に担う機関となる。また、海外経済協力業務は国際協力機構に統合される。

* 日本貿易振興機構(JETRO)：独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)は、平成 15 年(2003 年)10 月、前身の日本貿易振興会を引き継いで設立。対日投資の促進、中小企業の国際ビジネス展開支援、開発途上国との貿易取引拡大など、時代の要請に応じた事業を展開し、質の高いサービスを機動的かつ効率的に提供

【推進項目】

姉妹都市交流の充実と多様化

姉妹都市交流 50 年の実績を踏まえ、市民レベルでの交流をさらに推進するため、従来からの交流を着実に進めるとともに、姉妹都市との文化交流・経済交流などにおいてより充実した幅広い事業を展開します。

とくに、「国際青少年みらい環境会議 2007 in Kyoto」* のように、課題や情報の共有や活発な意見交換を行う青少年参加型の交流を推進します。

また、幅広い市民を巻き込んだ事業を実施することにより、市民の姉妹都市に対する理解と関心を促します。

姉妹都市間における国際協力の推進

姉妹都市相互で優れた施策を学び、都市の発展に寄与するため、調査研究や研修生の相互派遣等を実施します。

政府開発援助(ODA)* を利用した陝西省水環境整備事業(西安市)* をはじめとする政府円借款事業や、それに付随する海外自治体職員・研修生の受入れなど、国際協力の取組を進めます。

また、(独)国際協力機構(JICA)、(財)自治体国際化協会(CLAIR)等の国際協力関係機関と連携した国際協力・貢献の取組を推進します。



国際青少年みらい環境会議 2007 in Kyoto

* 「国際青少年みらい環境会議 2007 in Kyoto」: 平成 20 年(2008 年)に京都市の姉妹都市交流事業が 50 周年を迎えるに当たってのイベントとして、また、「京都議定書」が採択された COP3 開催 10 周年を記念して、平成 19 年(2007 年)8 月に姉妹都市 9 市から高校生を招聘し開催した。

* 政府開発援助 (ODA: Official Development Assistance): 政府または政府の実施機関によって開発途上国または国際機関に供与されるもので、開発途上国の経済・社会の発展や福祉の向上に役立つために行う資金・技術提供による協力をいう。

* 陝西省水環境整備事業(西安市): 円借款(開発途上国に対する経済協力の一環として、日本政府が円資金を使って融資などを行うこと。長期かつ低金利という緩やかな条件で貸し付ける。有償資金協力ともいう。)事業による陝西省水環境整備事業のうち、西安市職員 70 名程度を平成 18 年(2007 年)から 4 期 4 年で京都市に受入れて行っている研修事業

姉妹都市交流推進体制の強化

姉妹都市交流を推進する市民グループの設立支援や、姉妹都市に存在する友好組織との連携強化を図るとともに、市内の姉妹都市交流・国際交流団体の紹介をはじめとするコーディネート体制の構築や、そのネットワークの情報収集及び情報提供の取組を図ります。

また、ドイツ文化センター、関西日仏学館やイタリア文化会館等京都や関西にある国際関係機関との連携強化を図るとともに、在外公館や、(独)国際交流基金海外事務所、(財)自治体国際化協会海外事務所等との連携強化を図ります。

姉妹都市以外の多様な都市間交流の推進

国際交流の中心である姉妹都市交流以外にも、経済・文化・観光など特定分野に限定した、民間団体を主体とする交流を支援するための新たなパートナーシティ^{*}の締結や分野ごとの協定の締結による交流を促進します。また、地理的・歴史的にも関連の深いアジア諸国との多様な交流を支援します。



姉妹都市との児童画の交換（フィレンツェ市）

^{*} パートナーシティ：歴史遺産・景観保全、環境保全、経済、音楽文化、学術研究・教育などの特定の分野に限定した民間団体等による新しい交流形態である「パートナーシティ」を創設し、平成11年（1999年）4月、第1号として韓国の晋州（チンジュ）市と提携し、学術・教育分野での交流を進めている。資料編2(59ページ)参照

(2) 京都の特性を生かした多様な国際交流・協力の推進

京都市ではこれまで、「世界歴史都市連盟」や、「気候変動に関する世界市長・首長協議会」の活動など、都市の特性を生かした国際交流・貢献を積極的に実践してきました。

自治体の役割が以前にも増して注目される中、このような取組をより一層推し進め、多くの都市と手を取りあって、世界の平和と繁栄に貢献していく必要があります。

【推進項目】

歴史都市としての国際交流・協力の推進

世界歴史都市連盟の設立趣旨である、日常的な交流や情報交換等を通じた歴史都市の発展と世界平和の達成に向け、世界歴史都市会議の継続的な開催をはじめとする世界歴史都市連盟の活動の充実を図ります。

また、市民が歴史都市連盟の活動を通じて、世界の諸都市の人々とより幅広い交流が行えるよう、市民に対する積極的な周知を図るとともに、市民が参加しやすい機会を拡大します。

そして、それぞれの歴史都市が有する遺産の保護や活用等に関する知識や経験をより幅広く共有するため、歴史都市連盟会員都市の拡大を図るとともに、「ユネスコ」(国際連合教育科学文化機関: UNESCO)*や「国際連合人間居住計画」(UN-HABITAT)

* 等との連携を一層促進します。

* ユネスコ:「国際連合教育科学文化機関憲章」(ユネスコ憲章)に基づいて、人々が共に生きる平和な社会を築くことを目的に、昭和21年(1946年)に設立された国際連合の専門機関。英語の正式名称は、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization であり、頭文字をとって UNESCO、ユネスコと称される。本部はパリ

* 国際連合人間居住計画(国連ハビタット: United Nations Human Settlements Programme): 居住を中心に人々の生活全般の改善を目的とし、昭和53年(1978年)に設置された国際連合の下部組織。本部はナイロビ

環境先進都市としての国際交流・協力の推進

京都議定書誕生の都市として先進的に行ってきたバイオディーゼル燃料化事業* や独自の環境マネジメントシステムのノウハウなど、本市の経験や知識を広めるため「イクレイ - 持続可能性をめざす自治体協議会(ICLEI)」等を通じて情報発信することにより環境分野における国際協力を推進します。

また、「気候変動に関する世界市長・首長協議会」において、世界の各都市のリーダー間のネットワーク化をはじめとする活動を積極的に推進します。

そして、環境問題に関する京都での国際会議開催の促進・誘致のほか、海外の会議への参加、あるいは環境保全関連活動の支援といった環境分野での情報交換、国際交流を推進します。

さらに、姉妹都市や世界歴史都市連盟加盟都市、イクレイ加盟自治体への職員・技術者等派遣や、研修生受入れによる環境行政の経験を生かした人的交流・協力を一層推進するとともに、誘致・開催された国際会議や国際学会出席者と市民との交流など、既存の枠組みを活かした海外の人々との多彩な交流を促進します。



第 11 回世界歴史都市会議（トルコ共和国・コンヤ市）

* バイオディーゼル燃料化事業：一般家庭及び食堂等の事業所から排出されるバイオマス資源である廃食用植物油を回収し、メチルエステル（バイオディーゼル燃料）として再生し、本市のごみ収集車や市バスの燃料として利活用することにより、バイオマス資源の利活用推進と同時に二酸化炭素排出量削減に取り組むものである。

京都の特性を生かした多彩な分野での交流・協力の促進

地震の多い国土にあって、木造の歴史的建造物や国宝・重要文化財等を豊富に有する京都においては、高度の防災技術、効率的な防災組織が発達しています。

平成18年度から、全国に先駆けて行われた東山清水地域での「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」*をはじめとする防災対策、地域力を生かした自主防災組織の仕組みや、京都大学と共同で研究されている地震被害等のシミュレーションシステムなど、京都独自の先進的なノウハウを海外の都市に提供するため、積極的な情報発信や研修生の受入れなどを行います。

その他、都市景観、文化財保護、住民組織との協働など、京都が持つ優れた特性を活用し、(独)国際交流基金、(独)国際協力機構(JICA)等を通じて海外都市への国際協力事業を支援します。



陝西省水環境整備事業（西安市）に係る訪日研修
（京都市，蹴上浄水場）

* 文化財とその周辺を守る防災水利整備事業：文化財を火災から守るため、文化財所有者や近隣住民、消防機関が連携して消火に当たれるよう、大容量の耐震性貯水槽や市民が容易に利用できる消火栓等を整備する事業

(3) 青少年交流の促進

次代を担う青少年が、グローバル化時代に対応できる人材として成長していくためには、早い時期から外国の人々と直接に接し、お互いの意見を交換し理解し合う経験をすることが重要です。

このため、海外の学校との姉妹交流や、国際的な催しへの参加を例とした交流機会に関する情報等を積極的に提供するとともに、青少年を対象とした国際交流事業を実施します。

【推進項目】

姉妹校提携など学校間交流の推進

交流状況のデータ作成、受入れの実態やノウハウ等をまとめた情報の提供及び更新をはじめとした各学校の特色に応じた姉妹校提携*の促進を図ります。また絵画の交換、手紙の交流など、姉妹都市をはじめとする学校間の国際交流事業を推進します。

国際社会に対応できる国際理解を深めるための取組や、海外から訪れる青少年や、留学生との交流を推進し、積極的に国際協力に参加する活動を支援します。

国際会議等に積極的に参画する青少年の育成

国際的な催しに積極的に参画し、将来にわたって国際的な視野を持って活動のできる人材となりうる児童・生徒の育成に努めます。

このため、小・中学校における9年間の学びの中で、カリキュラムや指導の工夫を図り、より一層計画的に外国語指導助手(ALT)*の活用を進め、小学校から英語でのコミュニケーションを図る意欲や態度を育みます。

青少年を対象とした国際交流事業の実施

世界各地から多数の外国人旅行者が訪れる宇多野ユースホステルなどの公共宿泊施設を活用し、相互の文化や歴史等への理解を深める事業を実施します。

* 姉妹校提携：京都市内学校の姉妹校提携状況 資料編 5(64 ページ)参照

- ・大学・短期大学...26校
- ・高等学校...10校
- ・中学校...8校
- ・小学校...6校

* 外国語指導助手(ALT)：日本の学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手(Assistant of Language Teacher=ALT)の略語

(4) 国際感覚を持った人づくり（地球市民意識の高揚）

グローバル化が進み、国家間の相互依存が急速に進展する中、相互理解や国際協調の精神といったものが、今後ますます必要になっていきます。

京都市が国際交流・国際協力を一層推進していくためには、広く京都市民の間に外国の文化を知り、理解し、尊重することのできる国際感覚を養うことが重要です。

このため、生涯学習や学校教育の場で、外国の文化や言葉、国際協力の重要性について学ぶ機会を充実させる必要があります。

【推進項目】

市民が国際理解を深める機会の提供

市民が国際理解を深めるため、青年海外協力隊経験者を講師とした講座等の実施や、ホームステイ、ホームビジット、里親制度といった市民と外国人とが直接触れ合う機会の創出、外国の文化や言葉を紹介する外国籍市民を地域に派遣するシステムの構築など、市民が市内に在住する外国人と交流する機会の提供方法を検討します。

また、市民の多文化交流への意識啓発を進めるため、生涯学習としての多文化理解・コミュニケーション講座の開催を行うとともに、関係団体や市民との連携による取組を進めます。

さらに、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアの周知・募集の情報提供など市民が国際協力に取り組む機会の提供に努めます。

学校における国際理解教育・語学教育等の推進

市立学校における語学教育の推進のため、英語によるディベートをはじめとした円滑なコミュニケーションが可能な生徒の育成等学校の特色に応じた取組や、最新の英語教材の実験的導入、海外の学生との実践的な交流をはじめとした先進的な語学教育を行います。

また、国際都市京都に相応しい、小学校からの英語教育として、コミュニケーション能力を培うため、外国語指導助手(ALT)をすべての小学校に配置するなど、子どもたちが様々な外国の言葉や文化などに触れる機会を創出します。

さらに、国際理解教育の推進のため、地域在住の外国籍市民との交流や、外国籍市民の学校等への派遣などによって、青少年が様々な国の言葉や文化を学び、国際理解を深める機会を増やす方法を検討します。

ホームステイの受入れ促進については、受入マニュアルの作成、受入希望の学校への配布など、海外からの希望に対応できる方法を検討します。

3 多文化が息づくまち・京都 ～外国籍市民が暮らしやすく、 活躍できるまちづくりの推進～

(1) コミュニケーション支援

ア 情報提供・相談事業の充実

近年、新たに市内に定住する外国人の増加に伴い、日本語の能力を十分有していない人が増えており、日常生活に問題や不安を抱える人もいます。

来日直後で日本語の能力が十分でない外国籍市民でも、安心・安全に暮らせるまちを実現するためには、多言語による情報提供や相談事業を一層充実させていくことが必要です。

【推進項目】

新規転入者に対する情報提供の充実

京都市に転入して間もない外国籍市民が、必要な情報を得られるよう、転入時のオリエンテーションの実施や、転入後に利用することが多い区役所や入国管理局等と連携した情報提供など、新規転入者に対する情報提供を充実させます。

相談事業の充実

外国籍市民の困りごとをより確実、迅速に解決できるよう、外国籍市民の相談に一元的に応じられ、その解決の手助けも行う窓口の設置を検討します。また、これまでから行っている法律相談や出入国管理相談をはじめとする専門的な相談・対応体制についても、新たに市内に定住する外国人の増加に伴い相談内容の多様化・高度化が見込まれることを踏まえ、一層の充実を図ります。

また、本市の既存施設の活用を図りながら、民間団体との連携による市内の各地域で相談できる機会の拡充や、電話相談の充実など、より便利な相談機会の提供について検討します。

行政情報・生活情報の多言語化、情報提供方法の多様化の推進

日本語の能力が十分でない外国籍市民でも、必要な情報を自身で入手できるよう、これまでから取り組んできた行政情報や生活情報の多言語化や、分かりやすい日本語での説明を一層推進します。

また、必要な情報が外国籍市民により伝わりやすくなるよう、多様なメディアの活用や、公共機関や市民団体との連携など、より効果的な情報提供を行います。

イ 日本語及び日本社会に関する学習の支援

外国籍市民が、日本においてより円滑に生活を行うためには、日本語でコミュニケーションを図る能力を身に付けることに加え、日本の生活習慣、制度、手続き及び地域社会のあり方等についても理解を深めることが重要です。

外国籍市民がこうした学習を円滑に進めるためには、日本語教室の開講や義務教育を修了できなかった方の学びの場の確保など、環境の整備や情報提供の充実が必要です。

【推進項目】

日本語及び日本社会に関する学習環境の整備

外国籍市民が市内の幅広い地域で、容易に日本語を学べるよう、民間団体やボランティアに対する支援を拡充するとともに、義務教育を修了できなかった方の学びの場を確保することにより、多様な学習機会の提供を図ります。

また、転入時のオリエンテーションのほか、日本語教室の実施者が授業で活用できるような日本の生活習慣、制度や、手続きに関する情報や資料を提供することによって、外国籍市民が日本社会に関して学習する機会の拡充を図ります。

日本語学習等に関する情報提供の充実

外国籍市民が、日本語等を学習できる場所や学習する方法についての情報をスムーズに入手できるよう、公立又は民間の日本語教室と連携して効果的な情報提供を行います。

(2) 生活支援

ア 教育・子育て支援の充実

京都市立学校外国人教育方針^{*}の策定から15年が経過し、新たに市内に定住する外国人の増加や日本人との国際結婚により生まれた子どもの増加など、市内の外国籍児童・生徒の置かれる状況にも変化が見られ、そうした変化に応じた教育のあり方についての検討が必要となっています。とくに、日本語指導が必要な児童・生徒が増えているため、日本語指導と学力向上の支援を一層充実させる必要があります。

また、児童・生徒だけでなく、その保護者についても、言葉や文化の相違から、教育や子育てに関して困難に直面する人がいるため、そうした方々への子育てや就学情報の提供をはじめとする支援についても検討する必要があります。

一方、民族的、文化的アイデンティティの確立や文化の継承を図るため、外国籍市民等が自分の子どもたちに自らの文化や言語を学ばせたいとするニーズは強く、そうした保護者や、民族学校をはじめとする外国人学校や民間団体等が行う教育に対して、各種学校を所管する京都府や関係団体、NPO等と連携し、支援等を行っていく必要があります。

【推進項目】

外国籍等の児童・生徒に対する教育のあり方の検討

日本国籍取得者を含む外国籍等の児童・生徒の課題に的確に対応するため、京都市立学校外国人教育方針の改訂又は補足を検討します。また、検討に先立ち、外国籍等の児童・生徒の現状や課題を正確に把握します。

^{*}京都市立学校外国人教育方針：平成4年（1992年）に、「すべての児童・生徒に、民族や国籍の違いを認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を養う」ことなどを目標として掲げ、その実現に向けた取組内容や推進体制などを定めた「京都市立学校外国人教育方針―主として在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくす教育の推進について―」を策定した。

日本語指導と学力向上支援の充実

日本語教室の開講や、日本語指導ボランティアの派遣など、日本語の能力が十分でない外国人児童・生徒が日本語をより学びやすい環境整備を促進するとともに、母語を活用した教育支援を研究・検討します。

また、日本語の能力が十分でないことにより、学力の習得が困難な場合があるため、JSL（Japanese as a Second Language: 第二言語としての日本語）カリキュラム*の活用や補習などによって、学力向上を支援します。

自国の文化や言語を学ぶ教育に対する支援

母国の文化や言語を習得させるため民族学校に子弟を通わせている家庭や、外国語による教育を受けさせるためインターナショナルスクールに子弟を通わせている家庭もあるため、こうした外国人学校に対して、所管する京都府や関係団体、NPO等と連携しながら、財政面をはじめとした支援の充実を行うことを検討します。

また、市立学校に在籍する児童生徒が、関心のある国の文化や言語を学ぶ機会の拡大について検討を進めます。

さらに、外国籍市民等の家庭において、それぞれの国の文化や言語を継承する教育が円滑に進むよう、保護者に対する情報提供の充実を図ります。

保護者に対する情報提供の充実

教育や子育てに関する情報が保護者に的確に届くよう、就学案内をはじめ教育や子育てに関する多言語による情報提供を充実させるとともに、就学状況の把握に努めます。

また、日本語の能力が十分でない保護者と学校や子育て支援施設とのコミュニケーションが円滑に行われるよう、言葉のサポートを充実させます。特に日本語の能力が十分でない保護者や児童・生徒が転校してきた場合に、円滑な受入れが行われるよう、通訳ボランティアの派遣や「帰国・外国人児童生徒受入れの手引き」の周知・活用など、受入環境の整備を推進します。

教育・子育て支援に関する体制及び研修の充実

学校や子育て支援施設などで、外国籍等の児童・生徒やその保護者に対する支援が十分に行われるよう、多文化共生を支援する公共機関や市民団体との連携を図るとともに、各学校等における体制についても充実させます。

また、教育関係者や子育て支援に関わる関係者が、外国籍等の子どもや保護者に関してより理解を深めることができるよう、言語や文化などについて学べる研修を充実させるとともに、情報提供の充実や地域の人材の積極的な活用などによって、教育・子育て関係者が学びやすい環境整備を行います。

* JSL（Japanese as a Second Language: 第二言語としての日本語）カリキュラム：JSLカリキュラムは、日本語を母語としない子どもたちの学習支援のためのカリキュラムである。日本語の力が不十分なため、学習活動に支障が生じている子どもたちに対して、学習活動に参加するための力の育成を図る。

イ 福祉・保健・医療の充実

京都市の外国人登録者の約3分の2を占める在日韓国・朝鮮人の方々の高齢化が進んでいます。また、外国籍市民の中にも障害を抱える人がおり、言葉の問題や習慣の違いなどから、必要なサービスを受けることが困難な場合があります。こうした高齢者や障害のある人が、日本人と同様に安心して福祉施策や介護サービスを利用できるよう、文化や言語の相違に配慮した支援を行うことが必要です。

また、無年金の問題については市独自の給付金^{*}を支給していますが、本来的には国において解決すべき問題であるため、引き続き国に対する働きかけを行っていく必要があります。

一方、保健・医療サービスについては、日常生活上不可欠なものであり、言葉に不自由な外国籍市民も安心して利用できるよう支援する必要があります。

【推進項目】

高齢者や障害のある外国籍市民に対する福祉の充実

高齢者や障害のある外国籍市民が円滑に福祉サービスを利用できるよう、高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業^{*}の実施をはじめ、外国人を支援する民間団体に対し、必要な支援を行います。

また、高齢者施設、障害者施設で働く人をはじめとする福祉関係者の多文化理解を促進するため、研修・啓発を行います。

^{*} 高齢者や障害のある外国籍市民に対する市独自の給付金

・ 高齢外国籍市民福祉給付金：昭和61年(1986年)4月1日の基礎年金発足時に既に60歳に到達していたことにより、国民年金を受給していない外国籍市民に対して、国が制度化を図るまでの過渡的な措置として、福祉給付金を支給している。(月額17,000円)

・ 外国籍市民重度障害者特別給付金：国民年金制度の改正が行われた昭和57年(1982年)1月1日前に20歳に到達していた等の理由により、障害基礎年金を受給していない重度の障害を有する外国籍市民に対して、その福祉の向上を図ることを目的として、特別給付金を支給している。(月額41,300円)

^{*} 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業：高齢又は障害のある外国籍市民が、必要な福祉サービスを利用することができるよう、外国語によるコミュニケーションが可能な者等が訪問相談や福祉サービスの利用支援等を行う団体に対して助成を行う事業

無年金者に対する支援

昭和57年(1982年)まで国民年金制度に国籍要件が付されていたことによって、老齢福祉年金及び障害基礎年金が支給されていない外国籍市民への年金支給については、引き続き、他都市とも連携を図りながら国への要望を継続します。

また、高齢者や障害のある外国籍市民に対する市独自の給付金については、国により必要な対策が行われるまでの間、引き続き支給するとともに、制度の一層の周知を図ります。

医療情報の積極的な提供

外国語が通じる医療機関については、引き続き医師会との連携を図りながら、情報の把握と提供に努めます。

また、日本語の能力が十分でない外国籍市民が来院した場合でも対応できるよう、多言語による問診票を作成・配布することをはじめ、外国籍市民が受診しやすい環境整備に努めます。

医療通訳派遣事業の充実

医療通訳派遣事業*については、病院だけでなく、各種検診を行っている保健所をはじめ医療に関わる公的機関への派遣を行うことにより、事業の拡大を検討します。

また、利用者のニーズに応じて、通訳言語の追加や医療通訳派遣先病院の増加に努めるなど、外国籍市民がより使いやすい事業になるよう見直しを検討します。

* 医療通訳派遣事業...外国籍市民が安心して医療サービスを受け、京都で健康に暮らせるよう、京都市立病院（中京区）、医仁会武田総合病院（伏見区）、康生会武田病院（下京区）、京都桂病院（西京区）を対象に、英語、中国語、韓国・朝鮮語による医療通訳の派遣を実施している。

ウ 防災対策の充実

日本語の能力が十分でない外国籍市民は、災害発生時に特別な支援が必要となる「災害時要配慮者」であり、災害時にこうした外国籍市民を支援できる体制の整備が必要です。

また、そうした外国籍市民が災害の際、的確な行動を取れるよう、常日頃から防災に関する知識を提供することが重要です。

【推進項目】

防災に係る情報提供の充実

防災に係る情報が外国籍市民に確実に届くよう、多言語による防災関係の資料を新規転入時に手渡すことや、FM放送*をはじめとした多様なメディアを活用することなどによって、防災に係る情報提供を充実させます。

外国籍市民が防災に関する知識を身につけるとともに、地域との結びつきを深めることができるよう、各地域で行われる防災訓練に外国籍市民が参加する具体的な方策を検討します。

災害時の支援体制の強化

災害時に必要な支援が行えるよう、災害ボランティアの仕組みを整備するとともに、公的機関や民間団体とのネットワークを構築するなど、災害時の支援体制を強化します。

大規模災害時には、被災地以外の地域からの通訳ボランティアが必要になることから、京都市の枠を超えた広域の応援体制を構築します。

* 「FM CO.CO.LO.」: 平成7年(1995年)に開設した外国語ラジオ放送局(76.5MHz)。京都市は、在住外国人及び短期滞在外国人を対象に生活情報、イベント情報等を提供しており、災害時における多言語の緊急放送を実施する契約を締結している。

エ 留学生や就学生等に対する支援の充実

留学生や研究者は、将来それぞれの国と京都とをつなぐ架け橋となる人々であり、市民レベルの友好親善・国際交流に大きく貢献する重要な存在です。

このため、本プランにおいて、留学生の倍増（4,500人→1万人）を目指すこととしており、その実現のためには、大学コンソーシアム京都や各大学の特色・魅力を海外へ積極的にPRするとともに、留学生や研究者本人とその家族の生活に配慮した受入れ環境の整備や支援の充実を図ることが必要です。

また、京都には大学進学などを目的に日本語を学ぶ就学生等*が多く暮らしていますが、こうした方々は、留学生が利用できる生活面や財政面での支援を受けることができない場合が多く、留学生以上に生活に不自由を抱えている場合があるため、就学生等に対しても支援を行っていくことが必要です。

留学生や就学生等は、日本の学生や市民との交流や、母国の文化の紹介などに対する意欲を持っています。また、留学生や就学生等との交流は市民にとっても外国の文化に触れる貴重な機会になるため、交流の機会や、留学生・就学生等が知識と能力を発揮できる機会を提供していくことが重要です。

【推進項目】

生活支援の充実

京都で学ぶ留学生や研究者が心おきなく勉学や研究に取り組めるよう、大学や関係団体と連携して、留学生や研究者とその家族の生活を総合的に支援できる体制を構築し、留学生等が利用できるサービスについての情報提供や生活支援の充実を図ります。

留学生や研究者の住宅確保を円滑にするため、向島学生センターによる住宅の提供や、京都地域留学生住宅保証機構*による住宅の機関保証、多言語による住宅情報の提供を継続するとともに、改良住宅空き住戸の活用や留学生住居の設置を予定している大学に対する市有地の有償提供などにより、行政・大学等が提供する市内の留学生向け住戸2,000戸の実現を目指す「留学生住居整備支援プロジェクト」を創設します。



外国人による日本語弁論大会

就学生等に対する支援の充実

就学生等がより円滑な生活を営むことができるよう、留学生が利用できるサービスの対象を就学生等に拡大することについて検討します。また、就学生等に対する支援の在り方を検討するにあたっては、日本語学校との連携を深めます。

市民との交流機会の提供

留学生や就学生等と、日本人学生をはじめとする市民との交流を促進するため、「京都留学生音楽祭」や「京都国際学生祭典」などのイベントの開催支援やイベント情報の周知等、交流の機会を増やす取組を行うとともに、市内の各地域で留学生と市民が交流できる方策について検討します。

留学生や就学生等と市民との交流を深めるため、ホストファミリー(里親)事業の充実によって、日本の家庭生活を経験する機会をより積極的に提供します。

また、留学生寮が行う市民交流を促進する事業に対して、引き続き支援を行います。

知識と能力の積極的な活用

京都の魅力を世界へ広める際に、留学生の力を活用することや、留学生を市内の小中学校に派遣し、母国の文化や生活、遊びなどを紹介する国際理解プログラム「PICNIK」(Program for Inter-Cultural Nexus in Kyoto)の活動を広げることをはじめ、留学生や就学生等の知識や能力が発揮できる機会を拡大します。

また、大学卒業後、日本での就職を希望する留学生や研究者の就職の機会を広げるため、就職支援を充実させます。

留学生等が帰国後、母国と京都を結ぶ架け橋となるよう、留学生等のネットワークづくりを推進します。

* 就学生等：日本の大学への進学等を目的に、日本語学校等で学ぶ学生。その多くが「就学」という在留資格で日本に滞在している（「留学」という在留資格を持っている場合もある）。

* 京都地域留学生住宅保証機構：市内大学や京都府等と連携して、京都地域留学生住宅保証機構を構成し、留学生が賃貸住宅を借りる際に連帯保証を行っている。

(3) 多文化共生の地域づくり

ア 社会参画の促進

京都に暮らす外国籍市民の中には、自らの文化や言語の紹介やボランティア活動など、地域での様々な活動に参加する意欲を持った人が多くいます。また、日本人の市民も異なる文化や言語に触れることで、より広い視野と豊かな国際感覚を身に付けることができます。こうしたことから、外国籍市民も日本人の市民も、共に京都でより生き生きと生活できるよう、外国籍市民の意欲と能力が生かされる仕組みを作っていくことが重要です。

また、外国人が暮らしやすく、活躍するまちづくりを進めるためには、市政に外国籍市民の声を取り入れ、反映させていくことが重要であり、今後市政参加を一層進めていく必要があります。

【推進項目】

外国籍市民が活躍できる機会の提供

長年日本に居住している外国籍市民の知識と経験を生かすため、外国人支援に係る相談員や通訳者としての積極的な登用を図ります。

外国籍市民の社会参加を促進するとともに、市民が外国の文化や言語に触れ合う機会を提供するため、母国の文化や言語を紹介する外国籍市民を登録し、市内の学校や民間団体の会合、イベント等に派遣する「多文化共生大使（仮称）」を創設します。

留学生を含めた外国籍市民が、自己の知識と能力を生かして仕事をするできるよう、就職に関する情報提供をはじめとする就職支援を行います。

地域での交流機会の促進

外国籍市民と地域社会との結びつきが一層深められるよう、交流を促進するイベントに対する支援やイベント情報の外国籍市民への周知の徹底など、交流機会の拡大を図ります。

市政参加の一層の促進

京都市外国籍市民施策懇話会*が創設から10年を経過することを踏まえ、これまでの活動を総括し、今後のあり方について検討します。

より多くの外国籍市民の声が市政に反映されるよう、審議会等の委員に外国籍市民が就任できることの周知に努めるとともに、審議会等委員の募集情報についても、外国籍市民が入手しやすくなるよう情報提供に努めます。

永住資格を持つ外国籍市民が、京都市職員採用試験を受験できることや、管理職への登用が可能であること*への認識が広がるよう、より積極的に広報します。また、外国籍市民が公務員として従事することが可能な職の範囲については、引き続き検討を行います。

外国籍市民の地方参政権については、国会において議論が行われているところですが、今後、京都市として国に対して在住外国人への地方参政権の付与を要望することについて検討します。



京都市外国籍市民施策懇話会

* 京都市外国籍市民施策懇話会：京都市国際化推進大綱に基づき、京都市における外国籍市民の市政への参加を推進し、共に生きる社会を構築するため、外国籍市民に関する諸問題について調査・審議し、京都市が取り組むべき課題等について意見を求める機関として、「京都市外国籍市民施策懇話会」を設置している。

* 京都市職員に関する国籍要件について：消防職を除く全職種について、公権力を行使する業務を行う職（市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務を行う職等）や公の意思の形成への参画に携わる職（ラインの課長級以上の職等）に就くことはできないという任用制限を付したうえで、永住者及び特別永住者の国籍要件を撤廃している。

イ 多文化を尊重する意識啓発・人づくり

外国籍市民の人権が尊重され、暮らしやすく、活躍できるまちづくりを進めるためには、外国籍市民を受け入れる市民の側が多文化を尊重する意識を持つことが重要です。そのためには、外国籍市民との交流機会を増やしていくことや、市民に対して意識啓発を行うことが必要です。また、学校をはじめとする教育機関においても、こうした多様な文化を尊重する意識を高める教育を行うことが重要です。

さらに、多文化共生の地域づくりを進めていくためには、市民の中に多文化共生を推進する核となる役割を果たす人材を育成していくことが必要です。

【推進項目】

あらゆる分野での差別の撤廃

公正な採用選考や誰もが働きやすい職場づくりを推進し、民族や国籍による差別をなくすために、民間企業の人事・研修担当者等に対する人権研修の実施や啓発冊子の作成・配布等を継続して行います。

住宅入居差別の解消に向け、引き続き家主や不動産会社への積極的な啓発を行います。

多文化を尊重する市民意識の醸成

市民の多文化共生に対する意識を把握したうえで、外国籍市民に対する理解を深めるとともに、多様な文化を貴重なものとして尊重する意識を醸成するため、セミナーや交流イベント等を開催します。

外国籍市民の存在についての認識が深まるよう、広報誌への掲載や外国籍市民を講師に招いた講演など、外国籍市民の意見や抱える問題について周知する機会を拡充します。

また、民間団体が行う多文化共生の推進に資するセミナー等に対して、広報や活動場所の提供などの面での支援の充実を図ります。

学校における多文化共生を推進する教育の充実

多文化共生の重要性について、すべての児童・生徒に意識付けを図るため、学校における様々な教育活動の場の活用や、民族学級のあり方の検討などによって、学校において外国の文化や習慣等に触れる機会を拡充します。

学校における多文化共生の教育を推進するため、教員採用試験における国際貢献活動経験者(青年海外協力隊などの派遣実績を有する者)特別選考をはじめ、引き続き、外国語や外国文化に精通した教員や講師の採用に努めます。

民族や国籍の違いを尊重し、それらを理由とした差別や偏見を払拭するとともに、学校で本名(民族名)を名乗ることができる環境づくりを進めます。

児童・生徒の多文化共生の意識を高めるため、民族学校をはじめとする外国人学校と公立学校との交流を一層促進します。

多文化共生を推進する人材の育成

外国籍市民を支援するとともに、多文化共生の地域づくりを推進するため、外国籍市民と行政や学校、企業などをつなぎ、多文化共生を推進する人材を育成するための方策を検討します。



京都市国際交流会館オープンデー

第4章 プランの推進

1 市民，民間団体等との協働

京都市が，住む人にとっても，訪れる人にとっても魅力的な国際都市となるためには，外国籍市民を含む市民やNPOをはじめとする民間団体が積極的に国際化に取り組んでいくことが重要です。このため，市民や団体が活動を行いやすくなるよう，情報提供の充実や広報等での協力をを行うとともに，市民一人一人が国際化を推進する重要な主体であるという意識が高まるような啓発活動をはじめ，京都市や(財)京都市国際交流協会が持つ知識やノウハウの提供などにより，国際化を推進する人材の育成に取り組めます。

また，国際化を推進する事業の実施に当たっては，市民や民間団体の培ってきた知識や経験を積極的に生かすため，ボランティアやNPOとのパートナーシップにより実施するなど，市民や民間団体が活躍できる仕組みや機会を拡大します。

2 多様な主体間の連携，協働

国際化を効果的に推進していくに当たっては，大学をはじめとする教育機関，企業や経済団体，国・府をはじめとする公的機関，国際関係機関などの様々な主体が，連携して取組を行っていく必要があるため，今後は各主体が一層，情報共有・連携できる仕組みづくりを推進します。

また，プランの着実かつ迅速な推進のため，現在京都市国際交流会館の指定管理者であり，地域の国際化の中核的組織である(財)京都市国際交流協会と京都市が，より効果的な連携が図れる仕組みについて検討します。

さらに，在住外国人問題は国の出入国管理政策と深く関係することや，問題解決のために財政的な支援や法制度の見直しが必要なものもあることから，必要に応じて国に対しても働きかけを行っていきます。

3 京都市国際交流会館における事業の充実

京都市国際交流会館は、京都の国際化を進める中核的施設として、外国籍市民を含むより多くの市民にとって、利用しやすく事業に参加しやすい場となるよう、事業の充実を図ります。

また、国際交流会館で行っている相談事業や日本語教室などを、市民がより身近な場所で利用できる方策について検討します。

4 庁内体制の強化と人材の育成・確保

京都市では、これまでから庁内の各部局が必要な情報交換を行い、事業を進めてきましたが、より効果的・効率的に事業を推進していくために、国際化推進連絡会議の機能の強化や多文化共生の推進に関する業務を明確に位置付けるなど、国際交流・協力や多文化共生を全庁的に推進することができる庁内体制を整備します。

また、職員の国際感覚の養成や多文化共生の理解の促進のため、職員研修の充実、国際会議への参加や国際協力のための海外派遣などによって、国際化を推進できる専門性の高い人材の計画的な育成に努めるとともに、青年海外協力隊経験者の採用をはじめとする人材の確保に努めます。

5 プランの進行管理

このプランをより実効あるものとするため、定期的に取り組を取りまとめ、進捗よく状況を明らかにするとともに、市民に分かりやすく伝える取組を進めます。

また、プランの進行管理を行うとともに、実施事業の評価を行うことを目的とした外部の有識者による機関を設置します。



京都市国際交流会館

推進項目及び主な実施事業

従来からの継続事業を含む

1 世界がときめくまち・京都 ～世界の人々をひきよせる京都の魅力の向上と発信

京都が持つ多彩な魅力の向上と発信

歴史都市・京都の創生（14～15 ページ）	
ア	〔景観〕京都らしく美しい景観の保全，再生，創造
	あらゆる景観構成要素に京都らしさ・美しさを追求する施策の推進
	「歩いて楽しいまち」の実現に向けた取組の推進
	海外での京町家シンポジウムの開催（新規）
イ	〔文化〕歴史に育まれてきた文化の継承と創造
	文化施設等の機能の充実・強化，伝統芸能・文化の魅力発信
	伝統芸能から先駆的な新しい芸術，市民文化等の魅力を国内外に発信する「京都文化祭典」等の取組の推進
	国との連携による世界的に著名な文化人，芸術家による「国際文化フォーラム」の京都開催等の取組の推進
	景観と芸術を融合したコンサートをはじめとする京都ならではの文化事業の推進
	国内外の芸術家等を受入れ，作品制作，発表等の活動を支援するとともに，市民や芸術家等との交流を図る「アーティスト・イン・レジデンス」の取組の推進
	京都迎賓館や京都市国際交流会館，各国文化センター等文化芸術関連機関・施設との連携，国際的な情報発信の推進
	新たな芸術文化の創造と振興を図るための若手芸術家対象の「京都市芸術文化特別奨励制度」の推進
ウ	〔観光〕京都の都市資源を生かした魅力の創造と発信
	5 大重点市場（米国・台湾・韓国・中国・豪州）を中心とした外国人観光客の誘致促進
	京都の奥深い魅力を体感できるような多様な形態の宿泊施設の充実
	京都の文化を五感で感じる体験型観光商品の造成の促進
	アジア諸国からの来訪客をターゲットとしたマーケティング戦略の策定（新規）
	アジア諸国の小中学生，高校生を対象とした教育旅行の誘致の促進
	朝鮮通信使ゆかりの地における案内板の設置及び講演会等の開催（新規）
	外国人観光客誘致キャンペーン「国際観光客おこしやすプロジェクト」の実施
	ピジット・ジャパン・キャンペーンの活用，他都市や国際観光振興機構(JNTO)などの他団体との連携を図った効率的・効果的な観光振興の推進
	海外ミッションの派遣，現地旅行会社やメディアの招請及びウェブサイトの更なる充実

	京都が日本の外国人観光客誘致の重点的戦略拠点となるための、国や関係団体への要望活動の推進
	通年型観光、宿泊型観光の戦略的リーディング事業として、「嵐山・花灯路」、「東山・花灯路」の継続実施
	観光振興及び伝統産業従事者の育成のための京町家の風情を生かした工芸品の展示を行う「京都市伝統産業振興館」の運営
	外国語版市バス・地下鉄情報リーフレットの発行
環境先進都市としての魅力の向上と発信（16 ページ）	
	「イクレイ(ICLEI)」や「気候変動に関する世界市長・首長協議会(WMCCC)」への積極的な参画
	世界歴史都市連盟を通じた環境保全の推進など、環境先進都市としての魅力や地位の向上に向けた取組の推進
	バイオマスを活用した水素ガス生成事業による生ごみ類のエネルギー変換などの環境政策の促進
	「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」のような、中小企業等でも容易に取り組める地域環境活動の促進
	京エコロジーセンター等、内外からの訪問者に対する環境学習と環境保全活動の拠点の一層の活用
留学生や研究者が集うまちづくりの推進（17 ページ）	
	京都の各国文化施設、(財)大学コンソーシアム京都、各大学との多様な交流やネットワークの形成の促進
	大学コンソーシアム京都が中心となった留学プログラムの開発及び促進（新規）
	京都の大学連携の魅力を掲載したパンフレットやホームページの作成による情報発信
	行政・大学等が提供する市内の留学生向け住戸2,000戸の実現を目指す「留学生住居整備支援プロジェクト」の創設（新規）
	留学生やその家族に対する情報提供や相談体制の充実
	企業等との連携による奨学金の創設（新規）
	本市の文化施設や主催イベントへの招待などを行う「京都留学生優待プログラム（仮称）」の創設（新規）
	就職ガイダンスの開催をはじめとする就職支援の充実
	留学生を支援・誘致する施策を推進するためのプロジェクトチームの設置（新規）
	内外の大学、(独)国際交流基金など関係機関等との連携によるフォーラム等の事業の推進
	スタンフォード日本センター等内外の国際関係機関との連携を強化した新たな国際交流の展開
	京都の先進企業や大学との連携によるパイオシティ構想の推進
	「知的クラスター創成事業」の推進
	京都市立芸術大学の文献や研究成果をデータベース化し、ホームページに日本語・英語で掲載
	「京都外国企業誘致連絡会」に参画し、オール京都としての外国企業誘致の推進

国際交流の拠点・コンベンション機能の充実（18 ページ）	
	コンベンション振興のあり方の検討
	国際会議受入れのためのインフラ整備の推進
	京都文化交流コンベンションビューローと連携した、国際会議や見本市の誘致活動の積極的な実施
	第 9 回国際マンガサミットの開催（新規）
	国際関係機関の誘致促進
	京都市内で会議を開催する団体を対象に「会議準備資金融資制度」や「開催支援助成金」事業の継続実施
	一定条件を満たしたコンベンション主催者に対するコンベンションパスの発行
	コンベンション施設へのアクセスの充実

多様な形での情報発信の強化

メディアによる情報発信（19 ページ）	
	留学生と連携したシティセールスのためのパンフレット等の作成（新規）
	多様なメディアによる情報提供・継続的発信
	京都市内博物館施設連絡協議会との連携による博物館ガイドブックの発行や京都市博物館連続公開講座の実施
人による情報発信（19 ページ）	
	「京都市名誉親善大使」（仮称）の創設（新規）
	国際都市・京都の世界への発信について考えるシンポジウムの開催（新規）
	京都の世界への情報発信を検討する留学生とのミーティングの開催（新規）
	京都市訪問者の帰国後における情報提供の推進
	青年海外協力隊やシニア海外ボランティア等を通じた情報発信
	在外日本大使館における京都の情報発信の取組の推進
	在京大使館、総領事館等に対する伝統文化等の紹介

京都の魅力を認識し、世界に発信する人づくり

学校を中心とする京都を学ぶ機会の提供（20 ページ）	
	「京都」を教材とした学習や伝統文化等を体験する機会の充実を目指した取組の推進
	学校給食に京のおばんざい献立や季節を味わう行事食も取り入れた取組の推進
市民が京都を学ぶ機会の提供（20～21 ページ）	
	「子どものための暮らしの文化体験講座」の実施
	「暮らしの文化」を普及・啓発するシンポジウムの開催など、暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策の推進（新規）
	京都の芸術、伝統文化、自然を体験する「みやこ子ども土曜塾」の充実
	「京都創生フォーラム」実施や「京都・観光文化検定試験」事業等への支援の継続

	大学のまち交流センター等での京都を学ぶカリキュラムの提供
	学生に対する伝統文化・伝統技術体験の機会の提供
	学生に対する「京都学」学習の機会充実
市民の「もてなしの心」の向上（21 ページ）	
	「世界の京都・まちの美化市民総行動」等の実施，周知
	市内の小・中学校をはじめ一般市民に対する「もてなし」のまちづくりの啓発等の実施
	メディアやイベント等を利用したユニバーサルデザインの考え方の普及推進
	観光ボランティアの育成，観光案内所や観光イベント等への派遣実施

国内外の外国人が分かりやすく，活動しやすい施設・機能の整備

海外からの訪問者に対しても快適な施設・機能の拡充（22 ページ）	
	観光案内を行う施設の拡充の検討
	すべての観光客にやさしいお店づくり，商店街づくりへの支援
	ユニバーサルデザインの視点を踏まえた建築物の整備
	観光客を含むすべての外国人に対する災害時の情報取得に係る施策の検討
	主要駅を接続し，観光地を巡回する市バスの運行
	観光客を温かくもてなす仕組みづくり事業として，「京都観光ケータイ情報サービス」の運用，「京都まちなか観光案内所」の運営等の継続実施
案内表示や観光情報等の多言語化の推進（22 ページ）	
	観光パンフレットの多言語化の推進
	飲食店メニュー等の多言語化や繁華街等での多言語化の推進
	観光情報ホームページ等の電子媒体における多言語化の充実
	交通機関におけるガイドラインに基づいた案内表示の促進
	観光案内等のピクトグラム（絵文字）の活用や多言語化の推進
	市バスの行き先表示，市バス地下鉄の車内案内放送等英語との2言語化の推進

2 世界とつながるまち・京都 ～市民主体の国際交流・国際協力の推進

国際交流・国際協力の中核としての姉妹都市交流等の持続的な発展

姉妹都市交流の充実と多様化（24 ページ）	
	姉妹都市との文化交流・経済交流など幅広い事業の展開
	青少年参加型の交流の推進
	市民に対する姉妹都市の理解・周知促進
	姉妹都市交歓作品展の開催等交流の推進
	市民交流団中心の姉妹都市周年事業の実施
姉妹都市間における国際協力の推進（24 ページ）	

京都市国際化推進プラン
 < 推進項目及び主な実施事業 >

	政府開発援助(ODA)等を活用した政府円借款事業への協力促進
	海外の自治体職員・研修生の受入れなどの取組推進
	(独)国際協力機構(JICA)，(財)自治体国際化協会(CLAIR)等の国際協力関係機関と連携した取組の推進（新規）
	姉妹都市交流推進体制の強化（25 ページ）
	姉妹都市・国際交流団体間のネットワークの情報収集・提供
	京都ドイツ文化センター等，京都の国際・文化関係機関との連携強化
	在外公館，(独)国際交流基金海外事務所，(財)自治体国際化協会海外事務所等との連携強化
	姉妹都市交流を推進する市民グループ設立・活動支援，姉妹都市に在住する友好組織との連携強化
	姉妹都市以外の多様な都市間交流の推進（25 ページ）
	多様な分野における姉妹都市以外の海外都市との分野別交流の促進
	パートナーシティ締結の促進
	アジア諸国との多様な交流の支援

京都の特性を生かした多様な国際交流・協力の推進

	歴史都市としての国際交流・協力の推進（26 ページ）
	世界歴史都市会議の継続的な開催など，世界歴史都市連盟の活動の充実
	歴史都市連盟の活動の市民に対する周知，及び市民参加の機会の拡大
	歴史都市連盟会員都市の拡大，「ユネスコ」(UNESCO)や「国際連合人間居住計画」(UN-HABITAT)等との連携促進
	環境先進都市としての国際交流・協力の推進（27 ページ）
	先進的な環境対策の取組・ノウハウの「イクレイ(ICLEI)」等を通じた情報発信
	「気候変動に関する世界市長・首長協議会(WMCCC)」における自治体リーダー間のネットワーク化等の活動の推進
	「イクレイ(ICLEI)」の取組への参画，加盟自治体等世界の自治体との情報交換及び相互協力等の推進
	環境問題に関する国際会議等の開催の促進・誘致等
	海外の会議への出席，環境保全関連の活動支援等環境分野での情報発信・情報交換の推進
	海外への職員・技術者等の派遣や海外からの研修生受入れ等人的交流・協力の推進
	姉妹都市や「イクレイ(ICLEI)」加盟自治体，誘致された国際会議等での海外の人々との多彩な交流の促進
	京エコロジーセンターの運営など，地球環境保全に関する市民レベルの国際協力の推進
	京都の特性を生かした多彩な分野での交流・協力の促進（28 ページ）
	京都独自の防災分野での先進的なノウハウを，海外の都市に提供するための積極的な情報発信や研修生の受入れ

京都の優れた特性を活用した(独)国際交流基金，(独)国際協力機構(JICA)等を通じた海外都市への国際協力事業支援
災害時における京都市国際消防救助隊員の海外派遣や被災地へのお見舞い等の支援活動
発展途上国や被災地に対する消防車両や高規格救急自動車の譲渡
京都市産業技術研究所において韓国・中国・インドネシア等からの染織技術実習生の受入れ

青少年交流の促進

姉妹校提携など学校間交流の推進（29 ページ）
交流に関するデータ作成や受入れのノウハウ等の情報提供など，市立学校の特色に応じた姉妹校提携の促進（新規）
姉妹都市等との学校間の国際交流事業の推進
国際社会に対応できる国際理解の取組，海外の青少年・留学生との交流の推進
国際会議等に積極的に参画する青少年の育成（29 ページ）
青少年対象の国際学術コンテストなど国際的な催しへの積極的な参画
小・中学校における 9 年間の学びの中で，カリキュラムや指導の工夫による一層計画的な外国語指導助手（ALT）の活用促進
青少年を対象とした国際交流事業の実施（29 ページ）
世界各地から多数の外国人旅行者が訪れる宇多野ユースホステルなどを活用した事業の実施

国際感覚を持った人づくり（地球市民意識の高揚）

市民が国際理解を深める機会の提供（30 ページ）
青年海外協力隊経験者等による講座等の実施の検討（新規）
ホームステイ，ホームビジット，里親制度等を通じた市民と外国人とが直接触れ合う機会の促進
外国の文化等を紹介する外国籍市民を，地域に派遣するシステムなど，交流機会の提供方法の検討
市民の多文化交流への意識啓発を進めるための生涯学習としての多文化理解・コミュニケーション講座の開催
国際交流の分野で活躍又は功績のあった個人や団体への市民顕彰推進者表彰や国際交流賞等の授与
青年海外協力隊やシニア海外ボランティアの情報提供など市民が国際協力に取り組む機会の提供の促進
学校における国際理解教育・語学教育等の推進（31 ページ）
英語で円滑にコミュニケーションできる生徒の育成等，市立学校の特色に応じた語学教育の推進
英語の基礎的能力育成，最新の英語教材の実験的導入や海外の学生との実践的交流による先進的な英語教育の推進
外国語指導助手（ALT）をすべての小学校へ配置するなど，外国の言語や文化などに触れる機会の創出
アジアの伝統文化や考え方の理解を深めるためのフォーラムや，ホームステイなどの青少年の相互

京都市国際化推進プラン
 < 推進項目及び主な実施事業 >

訪問事業を推進
国際理解セミナー，シンポジウムの開催や啓発の推進
地域の外国籍市民との交流や外国籍市民の学校等への派遣などによる，様々な国の言語や文化を学ぶ機会の提供
ホームステイ受入マニュアルの作成，受入希望の学校への配布（新規）
ホームステイ受入希望のある学校の登録など，海外からの希望に対する対応促進（新規）

3 多文化が息づくまち・京都 ～外国籍市民が暮らしやすく，活躍できるまちづくりの推進

コミュニケーション支援

ア 情報提供・相談事業の充実

新規転入者に対する情報提供の充実（32 ページ）
転入者に対するオリエンテーションの実施（新規）
区役所や入国管理局等での生活基礎情報の提供
国際交流協会ホームページでの情報提供の充実
京都市生活ガイドの発行
相談事業の充実（32 ページ）
外国籍市民総合相談窓口（仮称）の創設（新規）
外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業の充実
各種相談事業に対する通訳ボランティアの派遣
外国籍市民を支援する民間団体や市民の相談・活動場所としての本市既存施設の活用
生活相談，入国管理相談，法律相談等の充実
行政情報・生活情報の多言語化，情報提供方法の多様化の推進（32 ページ）
行政情報多言語化マニュアル(仮称)の策定（新規）
外国籍市民をはじめ住宅確保要配慮者に情報提供や相談を行う「あんしん賃貸支援事業」の実施（新規）
京都市が発行する資料やホームページの多言語化の推進
区役所や入国管理局，民間団体ボランティア等と連携した情報提供の充実
国際交流協会ホームページの充実やメールマガジンの発行
外国人向け情報媒体(情報誌やFM)を活用した市政に係る情報提供の促進
京都市生活ガイドの発行（再掲）

イ 日本語及び日本社会に関する学習の支援

日本語及び日本社会に関する学習環境の整備（33 ページ）
転入者に対するオリエンテーションの実施（新規）（再掲）
日本語ボランティアに対する活動支援の充実

	外国籍市民を対象とした日本語教室の開講
	洛友中学校夜間部（二部学級）の実施
	日本語学習等に関する情報提供の充実（33 ページ）
	市内の日本語教室と連携した情報提供の充実
	国際交流協会ホームページでの情報提供（再掲）

生活支援

ア 教育・子育て支援の充実

	外国籍等の児童・生徒に対する教育のあり方の検討（34 ページ）
	京都市立学校外国人教育方針改訂又は補足の検討（新規）
	外国籍及び外国にルーツをもつ児童生徒に関する実態調査の活用
	日本語指導と学力向上支援の充実（35 ページ）
	日本語教室の開講
	日本語指導ボランティアの派遣
	JSL（第二言語としての日本語）カリキュラムの活用や補習の実施
	自国の文化や言語を学ぶ教育に対する支援（35 ページ）
	民族学校やインターナショナルスクールなどの外国人学校に対する支援充実の検討
	保護者に対する家庭教育に関する情報提供
	外国の文化や習慣に触れる課外活動等に対する支援の検討
	保護者に対する情報提供の充実（35 ページ）
	教育や子育てに関する情報の多言語化の推進
	通訳ボランティアの学校への派遣
	「帰国・外国人児童生徒受入れの手引き」の活用
	教育・子育て支援に関する体制及び研修の充実（35 ページ）
	各学校における外国人教育や国際理解教育に係る校内体制の充実
	教育関係者及び子育て支援関係者に対する研修の充実
	学校や子育て支援施設と外国人支援団体との連携

イ 福祉・保健・医療の充実

	高齢者や障害のある外国籍市民に対する福祉の充実（36 ページ）
	高齢者施設，障害者施設で働く人をはじめとする福祉関係者に対する研修の充実
	高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施
	無年金者に対する支援（37 ページ）
	制度的無年金者の救済についての国への要望
	高齢外国籍市民福祉給付金及び外国籍市民重度障害者特別給付金の支給及び制度の周知徹底
	医療情報の積極的な提供（37 ページ）

京都市国際化推進プラン
 < 推進項目及び主な実施事業 >

	多言語による問診票の作成と配布（新規）
	外国語が通じる医療機関に関する情報の把握と提供
	医療通訳派遣事業の充実（37 ページ）
	保健所で行われる健康診断に対する医療通訳派遣の検討
	医療通訳の派遣対象病院及び対応言語拡大の検討

ウ 防災対策の充実

	防災に係る情報提供の充実（38 ページ）
	新規転入者に対する防災関係資料の配布
	外国籍市民の防災訓練への参加促進
	災害時の支援体制の強化（38 ページ）
	災害ボランティア通訳システムの整備（新規）
	防災に係る広域の応援体制（通訳派遣体制）の整備

エ 留学生や就学生等に対する支援の充実

	生活支援の充実（39～40 ページ）
	留学生に対する改良住宅空き住戸の活用（新規）
	大学や関係団体と連携した留学生や研究者の生活を総合的に支援する体制の構築
	京都市が加入する地域留学生住宅保証機構による住宅保証
	多言語による住宅情報の提供
	私費留学生に対する国民健康保険料の補助
	向島学生センターにおける留学生受入れ及び交流事業の実施
	行政・大学等が提供する市内の留学生向け住戸2,000戸の実現を目指す「留学生住居整備支援プロジェクト」の創設（新規）（再掲）
	就学生等に対する支援の充実（40 ページ）
	留学生施策の就学生への適用の検討
	市民との交流機会の提供（40 ページ）
	「京都留学生音楽祭」や「京都国際学生祭典」など留学生と市民との交流を促進するイベント開催に対する支援の充実
	市内の各地域で留学生と市民が交流できる方策の検討
	留学生ホストファミリー事業の充実
	留学生寮における交流事業に対する支援
	知識と能力の積極的な活用（40 ページ）
	留学生と連携したシティセールスのためのパンフレット等の作成（新規）（再掲）
	京都の世界への情報発信を検討する留学生とのミーティングの開催（新規）（再掲）
	母国と京都を結ぶ懸け橋となる留学生のネットワーク化の推進（新規）

	留学生が市立の小中学校で母国の文化や生活、遊びなどを紹介する活動（PICNIK）の拡大
	就職ガイダンスの開催をはじめとする就職支援の充実（再掲）

多文化共生の地域づくり

ア 社会参画の推進

	外国籍市民が活躍できる機会の提供（41 ページ）
	自国の文化や言語を紹介する「多文化共生大使（仮称）」の創設（新規）
	外国人支援に係る相談員や通訳者への登用促進
	外国籍市民の就職に係る情報提供の充実
	地域での交流機会の促進（42 ページ）
	外国籍市民と地域との交流を促進するイベントの開催支援、及びイベントに関する情報提供の充実
	市政参加の一層の促進（42 ページ）
	外国籍市民施策懇話会の今後のあり方の検討
	外国籍市民の審議会等への参画促進
	外国籍市民に対する京都市職員採用に係る情報提供の充実
	外国籍市民の地方参政権に関する国への要望の検討
	外国籍市民が公務員として従事することが可能な職種・職位の範囲の検討

イ 多文化を尊重する意識啓発・人づくり

	あらゆる分野での差別の撤廃（43 ページ）
	民間企業の人事・研修担当者等に対する研修の実施
	家主や不動産会社への啓発
	多文化を尊重する市民意識の醸成（43 ページ）
	朝鮮通信使ゆかりの地における案内板の設置及び講演会等の開催（新規）（再掲）
	市民の多文化共生に対する意識を把握するための調査の実施（新規）
	多文化共生の意識を高めるセミナーやイベントの積極的な開催
	外国籍市民の意見の広報誌等への積極的な掲載
	民間団体が行う多文化共生の推進に資するセミナー等に対する支援
	学校における多文化共生を推進する教育の充実（44 ページ）
	学校における外国の文化に触れる機会の拡充
	市立学校と民族学校をはじめとする外国人学校との交流促進
	外国語や外国文化に精通した教員や講師の採用
	本名（民族名）を名乗ることができる環境づくり
	多文化共生を推進する人材の育成（44 ページ）
	外国籍市民と行政、学校、企業とをつなぎ、多文化共生を促進する人材の育成

資 料 編

- 1 世界文化自由都市宣言
- 2 京都市の姉妹都市一覧
- 3 世界歴史都市連盟会員都市一覧
- 4 京都市における外国籍市民の状況
- 5 「京都市内学校・民間団体姉妹都市提携等アンケート調査」概要
- 6 「京都市外国籍市民意識・実態調査」について
- 7 京都市国際化推進プラン（仮称）に対する京都市外国籍市民施策懇話会からの意見
- 8 京都市における留学生の状況
- 9 京都市国際化推進プラン（仮称）策定委員会設置要綱
- 10 京都市国際化推進プラン（仮称）策定委員会委員名簿
- 11 京都市国際化推進プラン策定経過

1 世界文化自由都市宣言

昭和 53 年(1978 年)10 月 15 日宣言

都市は、理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち、市民がその実現に努力するならば、その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。われわれは、ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する。

世界文化自由都市とは、全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市をいうのである。

京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは、京都を世界文化交流の中心にすえるべきである。

もとより、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進み出ることを静かに決意して、これを誓うものである。

2 京都市の姉妹都市一覧

都市名 国名 提携年月日	提携までのいきさつ
パリ フランス共和国 昭和33年(1958年) 6月15日	昭和32年(1957年)、市長が関西日仏学館教授に託したパリ市会議長宛の書簡の中で、提携の希望を表明したところ、翌年、パリ市会議長が入洛。同議長の帰国後、パリ市会理事部で両方の友情盟約締結が承認され、これを受け、京都市も京都・パリ友情盟約の成立を宣言した。
ボストン アメリカ合衆国 昭和34年(1959年) 6月24日	昭和32年(1957年)、市長が駐日アメリカ大使を訪問し、ボストンとの提携希望と協力を要請し、更にサンディエゴ市で開催された第4回日米市長・商工会議所会頭会議に出席する京都市代表団に、ボストン市長宛書簡を託した。昭和34年(1959年)、市長がボストンを訪問し、正式調印した。
ケルン ドイツ連邦共和国 昭和38年(1963年) 5月29日	昭和33年(1958年)、駐日ドイツ大使が入洛の際、ドイツの都市との姉妹都市提携が話題にのぼり、翌年の市長のケルン訪問を契機に、昭和37年(1962年)、京都市がケルンとの姉妹都市提携の意思を表明、同時にケルン市からも非公式に申し入れがあった。昭和38年(1963年)、駐日ドイツ大使がケルン市の都市提携文書を京都市に伝達し、ケルンでの姉妹都市提携式典に市長が出席した。
フィレンツェ イタリア共和国 昭和40年(1965年) 9月22日	昭和34年(1959年)、駐日イタリア大使が入洛、市長との懇談でフィレンツェとの姉妹都市の話が芽生えた。同年、市長がフィレンツェを訪れ、深い感銘を受け、帰国。昭和38年(1963年)、フィレンツェとの姉妹都市提携について京都市会の了承を得た。翌年、フィレンツェ市参事会が締結に賛同し、両市で姉妹都市提携式典が挙行された。
キエフ ウクライナ 昭和46年(1971年) 9月7日	昭和33年(1958年)、駐日ソ連大使が入洛の際、市長にキエフとの提携を提案、翌年キエフ市長から書簡で正式に申し入れがあった。その後、約10年間にわたって、各界で親善交流が行われ、友好関係を促進、キエフ市長の京都訪問もあって更に機運が高まった。昭和46年(1971年)、市長がキエフを訪問し、姉妹都市結成宣言を行った。
西安 中華人民共和国 昭和49年(1974年) 5月10日	昭和47年(1972年)、駐日備忘録貿易弁事処が入洛の際、市長との懇談の中で、西安市との友好提携が話題になり、翌年、市長から中日友好協会会長宛斡旋依頼の親書を送った。昭和48年(1973年)、市長訪中の際、李先念副首相との会談で、京都・友好都市結成の合意に達した。翌年、市長を団長とする京都市友好訪中代表団が西安市を訪問、友好都市結成を宣言した。
グアダラハラ メキシコ合衆国 昭和55年(1980年) 10月20日	昭和53年(1978年)、メキシコ姉妹都市国際委員会事務局長から国際親善都市連盟事務局長にグアダラハラ市と京都市の姉妹都市提携を希望する書簡が届き、その後、駐日メキシコ大使も数回京都市を訪問し、姉妹都市提携を申し出た。さらに、グアダラハラ市議会から姉妹都市提携決議文が届き、ハリスコ州知事、駐日メキシコ大使が入洛し、提携実現と市長の訪問を強く要請した。昭和55年(1980年)、市長が招聘に応じ、グアダラハラ市長の出席のもと、京都市において姉妹都市盟約調印式が行われた。
ザグレブ クロアチア共和国 昭和56年(1981年) 10月22日	昭和41年(1966年)から、代々の駐日ユーゴスラビア大使が京都市とザグレブ市の姉妹都市提携について提言した。その間、人的・文化的交流を中心に友好を深め、昭和50年(1975年)、京都市とザグレブ市が友好協議に議定書に署名、昭和56年(1981年)の市長のザグレブ訪問により、姉妹都市提携が実現した。
プラハ チェコ共和国 平成8年(1996年) 4月15日	昭和35年(1960年)以来、プラハ側から姉妹都市の申し入れがあったが、平成3年(1991年)から、チェコスロバキア大統領・プラハ市長の入洛、市長のプラハ訪問などの機会の他、毎年のようにプラハ側から申し入れがなされるようになった。平成6年(1994年)、京都で開催された世界歴史都市会議を契機に今後の交流の可能性について検討した結果、京都市は姉妹都市の申し入れを受諾することとし、その後の両市の代表団による事前の協議を経て、平成8年(1996年)、市長のほか市会議長、市議らがプラハを訪問し、姉妹都市盟約調印式が行われた。

(参考)パートナーシティ

晋州(チンジュ) 大韓民国 平成11年(1999年) 4月27日	かねてから隣国である韓国の都市との提携を希望していた本市は、京都造形芸術大学や財団法人京都国際交流協会が、青少年・学生の相互訪問、ホームステイ等の交流を行っている晋州市と、学術・教育の分野でのパートナーシティ提携についての協議を進めた結果、合意に至ったため、晋州市長と提携文書を交わした。
---	--

3 世界歴史都市連盟会員都市一覧

(平成 20 年 (2008 年) 11 月 1 日現在)

会 員 都 市	国 名	会 員 都 市	国 名
アクラ	ガーナ共和国	開 城	朝鮮民主主義人民共和国
アレクサンドリア	エジプト・アラブ共和国	カトマンズ	ネパール連邦民主共和国
アルジェ	アルジェリア民主人民共和国	カザン	ロシア連邦
アムステルダム	オランダ王国	キエフ	ウクライナ
安 東	大韓民国	コンヤ	トルコ共和国
アテネ	ギリシア共和国	京 都	日本国
バクダッド	イラク共和国	ラホール	パキスタン・イスラム共和国
バララット	オーストラリア	リスボン	ポルトガル共和国
バルセロナ	スペイン	リヴィウ	ウクライナ
ポルドー	フランス共和国	メルボルン	オーストラリア
ボストン	アメリカ合衆国	メキシコシティ	メキシコ合衆国
ブラチスラバ	スロバキア共和国	ミンスク	ベラルーシ共和国
ブリュッセル	ベルギー王国	モンパリエ	フランス共和国
ブダペスト	ハンガリー共和国	モントリオール	カナダ
扶 餘	大韓民国	南 京	中華人民共和国
成都	中華人民共和国	奈 良	日本国
チェンマイ	タイ王国	ニコシア	キプロス共和国
ケルン	ドイツ連邦共和国	ノーリッジ	グレートブリテン及び 北部アイルランド連合王国
コルドバ	スペイン	ノッダ・バ・依ルアド・セビ・ターズ	オーストラリア
クラクフ	ポーランド共和国	オデッサ	ウクライナ
クスコ	ペルー共和国	オスマンガジ	トルコ共和国
ディジョン	フランス共和国	パ リ	フランス共和国
ダブリン	アイルランド	ブラハ	チェコ共和国
エジンバラ	グレートブリテン及び 北部アイルランド連合王国	ケベック	カナダ
フェズ	モロッコ王国	リガ	ラトビア共和国
フィレンツェ	イタリア共和国	ローマ	イタリア共和国
ジュネーブ	スイス連邦	サティアゴ・デ・コンポステラ	スペイン
公 州	大韓民国	タシケント	ウズベキスタン共和国
グアタラハラ	メキシコ合衆国	チュニス	チュニジア共和国
慶 州	大韓民国	ウランバートル	モンゴル国
ハーグ	オランダ王国	ベナレス	インド
ハノイ	ベトナム社会主義共和国	ウィーン	オーストリア共和国
ヘルシンボリ	スウェーデン王国	西 安	中華人民共和国
フエ	ベトナム社会主義共和国	ヤンゴン	ミャンマー連邦
ヤ シ	ルーマニア	ジョグジャカルタ	インドネシア共和国
イスファハン	イラン・イスラム共和国	ザグレブ	クロアチア共和国
イスタンブール	トルコ共和国	鄭 州	中華人民共和国
エルサレム	イスラエル国	チューリヒ	スイス連邦

(76 都市・51 箇国：アルファベット順)

〔参考〕役員都市

会 長	京都市	理 事	バララット市, 慶州市, キエフ市, モントリオール市, パリ市
副会長	西安市, ウィーン市	監 事	イスファハン市

4 京都市における外国籍市民の状況

(1) 国籍別外国人登録者数（平成19年（2007年）12月末現在）

（単位：人）

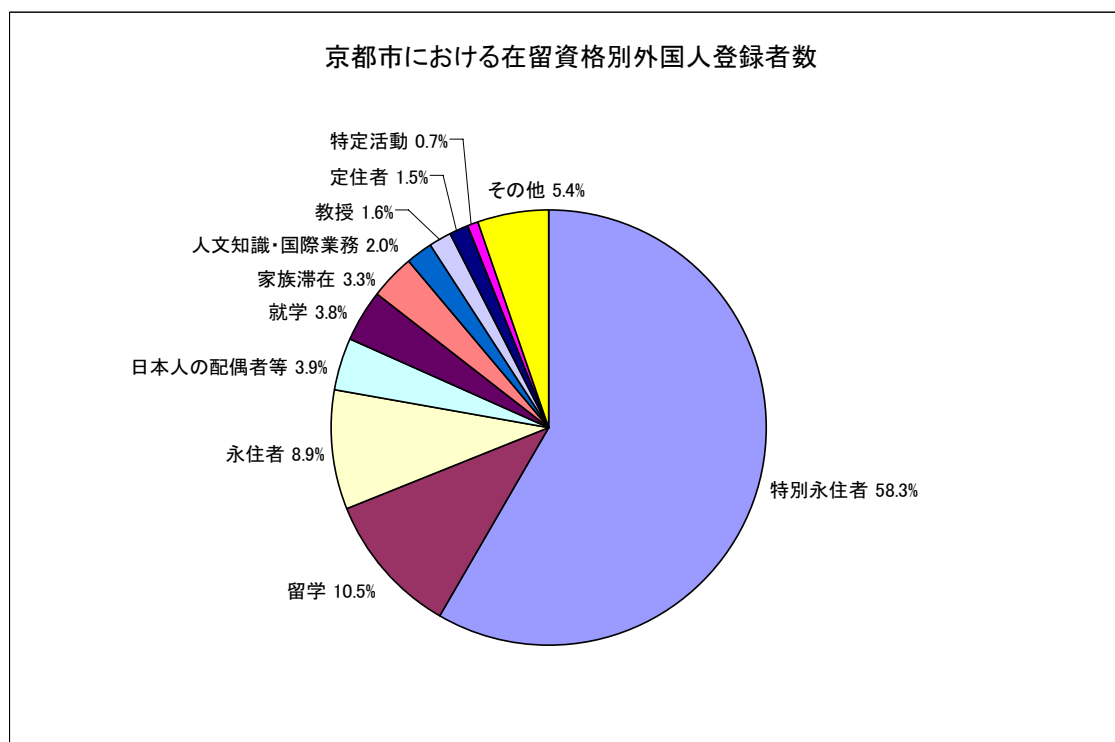
国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数	国籍(出身地)	登録者数
韓国又は朝鮮	26,874	ラオス	21	トリニダード・トバゴ	3
中国	8,489	ポーランド	21	ザンビア	3
米国	1,022	ハンガリー	18	アゼルバイジャン	3
フィリピン	935	パキスタン	18	セルビア・モンテネグロ	3
英国	332	ブルガリア	17	キューバ	2
タイ	295	コロンビア	17	クロアチア	2
フランス	285	ウクライナ	17	フィジー	2
カナダ	259	アルゼンチン	16	リトアニア	2
オーストラリア	250	デンマーク	15	モルドバ	2
インドネシア	219	オーストリア	11	ニカラグア	2
ドイツ	185	ボリビア	11	パラグアイ	2
ベトナム	182	アルジェリア	9	シリア	2
インド	170	チェコ	9	トンガ	2
ブラジル	148	エチオピア	9	ウガンダ	2
ロシア	124	ジャマイカ	9	スロベニア	2
マレーシア	94	スーダン	9	スロバキア	2
イタリア	91	タンザニア	9	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	2
エジプト	87	南アフリカ共和国	9	セルビア	2
ネパール	81	モロッコ	8	バーレーン	1
ニュージーランド	81	チリ	7	ベラルーシ	1
ペルー	73	ケニア	7	キプロス	1
モンゴル	70	ギリシャ	6	エルサルバドル	1
イラン	64	ヨルダン	6	赤道ギニア	1
スリランカ	60	マリ	6	グアテマラ	1
バングラデシュ	58	ノルウェー	6	キルギス	1
スウェーデン	52	ポルトガル	6	カザフスタン	1
スペイン	50	ウズベキスタン	6	ルクセンブルク	1
ルーマニア	46	アフガニスタン	5	ラトビア	1
イスラエル	45	ベネズエラ	5	マダガスカル	1
メキシコ	44	コンゴ民主共和国	4	ミクロネシア	1
スイス	38	ドミニカ共和国	4	パナマ	1
オランダ	34	ホンジュラス	4	サウジアラビア	1
ミャンマー	33	コートジボワール	4	タジキスタン	1
アイルランド	27	オマーン	4	ブルキナファソ	1
トルコ	27	チュニジア	4	アンゴラ	1
ベルギー	25	ブータン	3	パレスチナ	1
シンガポール	24	ブルネイ	3	無国籍	13
カンボジア	23	エストニア	3	合計	41,463
ナイジェリア	23	ガーナ	3		
フィンランド	21	アイスランド	3		

注：国籍名は、外国人登録法上の表示による。

(2) 在留資格別外国人登録者数（平成１９年（２００７年）１２月末現在）

（単位：人）

在留資格	人数
特別永住者	24,154
留学	4,357
永住者	3,701
日本人の配偶者等	1,611
就学	1,592
家族滞在	1,354
人文知識・国際業務	835
教授	667
定住者	639
特定活動	299
その他	2,254
総数	41,463



(3) 外国人登録者数の推移

(単位:人)

年		総数	韓国・朝鮮		中国		米国		フィリピン		英国		その他	
				割合		割合		割合		割合		割合		割合
1989	H1	42,762	37,206	87.0%	2,705	6.3%	931	2.2%	354	0.8%	237	0.6%	1,329	3.1%
1990	H2	42,917	37,020	86.3%	2,983	7.0%	964	2.2%	379	0.9%	227	0.5%	1,344	3.1%
1991	H3	43,669	37,024	84.8%	3,274	7.5%	1,000	2.3%	450	1.0%	253	0.6%	1,668	3.8%
1992	H4	44,423	36,780	82.8%	3,910	8.8%	1,032	2.3%	461	1.0%	278	0.6%	1,962	4.4%
1993	H5	44,309	36,315	82.0%	4,164	9.4%	995	2.2%	421	1.0%	295	0.7%	2,119	4.8%
1994	H6	44,299	35,773	80.8%	4,456	10.1%	957	2.2%	446	1.0%	240	0.5%	2,427	5.5%
1995	H7	43,941	35,493	80.8%	4,466	10.2%	863	2.0%	439	1.0%	303	0.7%	2,377	5.4%
1996	H8	43,565	34,914	80.1%	4,420	10.1%	921	2.1%	480	1.1%	302	0.7%	2,528	5.8%
1997	H9	43,390	34,393	79.3%	4,539	10.5%	951	2.2%	554	1.3%	319	0.7%	2,634	6.1%
1998	H10	43,126	33,686	78.1%	4,945	11.5%	966	2.2%	559	1.3%	317	0.7%	2,653	6.2%
1999	H11	42,769	33,112	77.4%	5,260	12.3%	905	2.1%	557	1.3%	309	0.7%	2,626	6.1%
2000	H12	42,755	32,427	75.8%	5,754	13.5%	916	2.1%	629	1.5%	343	0.8%	2,686	6.3%
2001	H13	43,514	31,800	73.1%	6,768	15.6%	959	2.2%	722	1.7%	339	0.8%	2,926	6.7%
2002	H14	43,699	31,107	71.2%	7,366	16.9%	989	2.3%	757	1.7%	336	0.8%	3,144	7.2%
2003	H15	43,603	30,021	68.9%	8,086	18.5%	1,020	2.3%	863	2.0%	350	0.8%	3,263	7.5%
2004	H16	42,897	29,044	67.7%	8,099	18.9%	1,008	2.3%	953	2.2%	351	0.8%	3,442	8.0%
2005	H17	42,618	28,426	66.7%	8,175	19.2%	1,051	2.5%	957	2.2%	354	0.8%	3,655	8.6%
2006	H18	42,258	27,695	65.5%	8,353	19.8%	1,083	2.6%	948	2.2%	354	0.8%	3,825	9.1%
2007	H19	41,463	26,874	64.8%	8,489	20.5%	1,022	2.5%	935	2.3%	332	0.8%	3,811	9.2%

※各年12月31日現在の登録者数

5 「京都市内学校・民間団体姉妹都市提携等アンケート調査」概要

平成19年(2007年)6月から7月にかけて、京都市内の小・中・高校、大学・短期大学をはじめ、商工会議所などの経済団体、ライオンズクラブなどの社会奉仕・福祉団体を対象に、海外の同種の団体との姉妹提携の状況を調査し集計したもの。

1 対象団体

	合計(A)	回答数(B)	回収率 (B/A)(%)
(1) 大学・短期大学	36	32	88.9
(2) 高等学校、中学校及び小学校			
ア 高等学校	52	33	63.5
イ 中学校	99	78	78.8
ウ 小学校	190	186	97.9
(3) 経済団体	7	4	57.1
(4) その他			
ア ライオンズクラブ	59	10	16.9
イ ロータリークラブ	25	8	32.0
ウ ソロプチミスト	10	4	40.0
エ ゾンタクラブ	3	2	66.7

2 大学・短期大学の姉妹校提携状況

	回答数(B)	提携数(C)	提携率 (C/B)(%)
大学・短期大学	32	26	81.3

コメント

- ①提携数は、京都大学、立命館大学、同志社大学など総合大学が提携数が多い。
 ②外国の大学と繋がり強い京都外国語大学、京都ノートルダム女子大学等も提携数が多い。

(内訳)

京都大学	486	京都女子大学・京都女子大学短期大学部	12
京都教育大学	7	京都精華大学	16
京都工芸繊維大学	42	京都造形芸術大学	0
京都市立芸術大学	7	京都橘大学	17
京都府立大学	2	京都ノートルダム女子大学	23
京都府立医科大学	3	京都薬科大学	-
京都市立看護短期大学	0	種智院大学	-
池坊短期大学	0	聖母女学院短期大学	0
大谷大学・大谷大学短期大学部	9	同志社大学	83
華頂短期大学	-	花園大学	3
京都外国語大学・京都外国語短期大学	45	佛教大学	11
京都経済短期大学	-	平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部	0
京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部	4	立命館大学	278
京都嵯峨芸術大学・京都嵯峨芸術大学短期大学部	3	龍谷大学・龍谷大学短期大学部	57
京都産業大学	32		

※「-」印は無回答又は非公表。

※対象には学部レベルでの提携も含む。

※市内の大学コンソーシアム京都加盟36大学・短期大学を調査。

3 高等学校、中学校及び小学校の姉妹校提携状況

	回答数 (B)	提携数 (C)	提携率 (C/B) (%)
(1) 高等学校	33	10	30.3
(2) 中学校	78	8	10.3
(3) 小学校	186	6	3.2

☞コメント

- ①全体的に提携数は少ない。
- ②ただ、アンケートでは提携のノウハウを知りたいなど提携の希望は見受けられる。
- ③高等学校は比較的提携率が高い。

4 経済団体（7団体）の姉妹提携状況

	回答数 (B)	提携数 (C)	提携率 (C/B) (%)
経済団体	4	3	75.0

☞コメント

- ①調査上の提携数自体としては少ないが、当該業界での視察団やビジネスマッチングとして積極的に海外との交流を行う例がある。
- ②京都市の姉妹都市交流の周年の節目を契機に経済交流協定を締結し、以後積極的にビジネス交流が行われている事例がある。

5 その他の団体の姉妹提携状況

	回答数 (B)	提携数 (C)	提携率 (C/B) (%)
(1) ライオンズクラブ	10	2	20.0
(2) ロータリークラブ	8	7	87.5
(3) ソロプチミスト	4	2	50.0
(4) ゾンタクラブ	2	2	100.0

☞コメント

- ①提携数としては少ないが、世界規模の団体として、総会や例会への出席、あるいは友好訪問団として、海外の同種の団体と交流を行っている例がある。

6 「京都市外国籍市民意識・実態調査」について

1 調査目的

本市では、「京都市国際化推進大綱（平成9年11月）」の策定から10年が経過し、本市の国際化を取り巻く環境が大きく変化していることから、こうした変化に適切に対応し、本市における国際化を更に推進するための新たな指針となる「京都市国際化推進プラン（仮称）」の策定を進めている。この新たなプランの策定をはじめ、今後の外国籍市民に係る施策を検討するに当たっての参考とするため、本市に在住する外国籍市民の実態と抱える問題について把握することを目的にアンケート調査を実施した。

なお、本調査については、外国籍市民の現状と課題をより正確に把握するため、平成9年に実施した「京都市在住外国人意識・実態調査」の結果との比較を行った。

2 調査概要

- (1) 調査対象 京都市内に居住する20歳以上の外国籍市民3,700人
- (2) 抽出方法 外国人登録データから、各行政区・支所別の人口割合に応じた無作為抽出（平成19年6月1日現在）
- (3) 調査方法 郵送法（調査票送付、はがきによる督促礼状1回）
- (4) 調査期間 平成19年6月29日～7月20日
- (5) 調査分析 財団法人 世界人権問題研究センター
- (6) 備考 本調査では、在留資格や在留に至った背景などを考慮して、部分的に質問項目を違えた「1952年以前から日本にお住まいの方、あるいは日本で生まれたすべての方」用と「外国で生まれて、1953年以降日本にお住まいの方」用の2種類の調査票を用い、前者の調査票の回答者を「オールドカマー」、後者の調査票の回答者を「ニューカマー」と表すこととした。

3 調査項目

- (1) 回答者の属性
- (2) 使っている言葉
- (3) 地域・近所とのかかわり
- (4) 育児・教育
- (5) 医療・年金
- (6) 行政・団体サービス
- (7) 日本社会の差別と偏見
- (8) 住まい
- (9) 緊急時の対応
- (10) 外国籍市民施策のあり方

4 回収結果

送付数	回収数（回収率）	有効回答数（同回答率）
3,700	982（26.5%）	979（26.5%）

5 調査結果の概要

別紙のとおり

「京都市外国籍市民意識・実態調査」の結果の概要について

1 回答者の属性

【オールドカマー・ニューカマーに共通する事柄（以下4項目）】

- ◆京都市への定住性の高まり：オールドカマー・ニューカマーとも多くの人々が京都に住み続けることを希望している。この永住意思にこたえられるような住み心地の良さや社会的環境が、外国籍市民に対して継続的に提供されることが求められている。
- ◆「家族内国際化」の進展：日本籍者を配偶者に選ぶ人が増加しており、その結果、子や孫がいる人のうち、「日本籍の子や孫」が「いる」とした回答も、オールドカマーで過半数、ニューカマーでも4割を超えた。家族・親族が多様な国籍帰属をしている状況の進展が見られた。
- ◆雇用形態の非正規化、非就業化：常勤者が減少し、その分だけパートタイム就労者と非就業者が増加した点が注目される。
- ◆主体的存在としての外国籍市民：様々な活動への参加意欲を持った人が多く見られる。このことから外国籍市民は、単に生活上の不自由や人権侵害の問題から救済されるべき受け身の存在なのではなく、積極的に京都市の中で活動する意欲を持った主体的市民でもある、ということが改めて示された。

【オールドカマー回答者について（以下7項目）】

- ◆オールドカマーの年齢の面では、50歳代以上の回答者が60%以上を占めており、前回調査に比しても高年齢化が顕著になっている。また、朝鮮半島出身の一世は回答者の1割未満と少なくなっている。
- ◆オールドカマーの行政区別居住地域としては、右京区・南区・伏見区に住む人がそれぞれ15%以上を占め高比率を示した。
- ◆オールドカマーにおいては京都市に「30年以上在住している」「ずっと京都に住み続ける」への回答がともに8割近くを占め、前回調査と比較しても、京都市への定住傾向がより強まっている。つまり、オールドカマーの大半は、京都の地に永住する外国籍市民であると考えられる。
- ◆オールドカマーの教育の面では、2割近くの回答者が、「日本にある外国系・民族系」の学校に通ったことがあるとしており、民族教育に対する少なからぬニーズを示している。
- ◆オールドカマーにおいては1970年代生まれの世代辺りから、韓国・朝鮮籍者のうち半数以上が日本国籍者を配偶者に選ぶ傾向を示している。
- ◆オールドカマーの従業上の地位に関しては、「被雇用者」が過半を占めるとはいえ、自営業者の比率も非常に高く、「家族従事者」も加えると、3人に1人が何らかの形で、自営業に携わっていることになる。在日韓国・朝鮮人の職業選択環境の厳しさが影響していると考えられる。
- ◆オールドカマーにとっては、国政レベルも地方レベルでも参政権が認められていない状況が、日本社会のなかで市民として生活していくうえでの大きな壁と意識されている。また、偏見や差別の存在を指摘する声も多数あった。

【ニューカマー回答者について（以下 10 項目）】

- ◆京都市全体の外国人登録者は統計上男性より女性のほうが多いが、本調査のニューカマーでも、女性の回答者が6割を占める
- ◆ニューカマーでは 30 歳代以下が 70%に近く、比較的若い年齢層の渡日者が多い。とくに「学生」の比率は、4 分の 1 を超えている。
- ◆ニューカマーの国籍は、中国、韓国・朝鮮、アメリカ、フィリピン、イギリス、カナダの順に多いが、日本の他の多くの地域で見られる、ブラジルやペルーなど南米出身の人々が増加する傾向が見られない。
- ◆ニューカマーの在留資格で最も多いのが「留学」の約 24%であり、「永住者」（約 21%）、「日本人の配偶者等」（約 16%）がそれに続く。
- ◆最終学歴に関しては、留学生を除外して集計してみても、「大学」と「大学院」をあわせて過半数を占め、技術者・研究者・教員などが多い京都のニューカマーの特性を示している。
- ◆ニューカマーの居住行政区をみると、左京区と伏見区が突出して高率であり、合わせて 4 割以上の回答者が両区に住む。
- ◆京都市居住歴「10 年以上」とする回答は、前回調査から 10 ポイント増加の 30%近くになっており、京都市に定着するニューカマーが増える傾向がよみとれる。
- ◆婚姻関係に関しては、既婚者のうち配偶者（死別・離別も含む）が日本国籍であると答えた回答者が、今回の調査で過半数を超えた。
- ◆「外国籍」を意識する機会に関してニューカマー特有のものとしては、日本人の「まなざし」にさらされることの苦痛の声が非常に多く聞かれた。またそれ以外にもあからさまな排除的対応の事例報告があった。
- ◆さまざまな活動への参加に関して、ニューカマーにおける参加意欲の高さが顕著に見られた。特に、「人権や環境、福祉などのボランティア活動」と「母国の文化・歴史の紹介」など、参加意欲がかなりの高率であったが、実際に「参加している」人の比率は低い水準にとどまるものもあり、参加意欲を実行につなげる仕組みづくりが要請されている。

2 使っている言葉

- ◆オールドカマーにおいては、日本生まれの世代が大半であるため、日本語使用には全く支障がないケースが大部分をしめる。しかし韓国・朝鮮籍高齢者においては、特に読み書きの面で、不自由しているケースが少なくないことが改めて明らかになった。
- ◆逆に、オールドカマーのうち日本生まれの世代においては、韓国語・朝鮮語が使用できない人々が回答者の 7 割をしめる。そうした中には、自らのルーツとなる言語を取り戻そうと望む人々の存在も見られる。
- ◆ニューカマーにおいては、日本語使用に不自由を感じている人は少なくないことが明らかになった。さまざまな生活情報を入手するためにも日本語を読む能力は必要であるが、留学生以外のニューカマーでは 4 割以上が「あまり読めない」もしくは「ほとんど読めない」とい

う状況である。またすでに長年暮らす人の中にも、日本語の習熟には困難を感じるケースが少なくないことがわかった。

- ◆これを受ける形でニューカマーでは、「日本語を学ぶ外国人に対して、一定程度の能力まで学べるための支援が、もっとあるべきだと思う」といった意見など、日本語学習に対する支援を求める自由記述も多く見られた。

3 地域・近所とのかかわり

- ◆現住所での居住年数を見ると、オールドカマーでは「20～30 年未満」「30 年以上」と答えた人が約半数を占めているのに対して、ニューカマーは「3 年未満」の人が 6 割を超えた。前回の調査結果と比べて、前者は定着性が強まっているが、後者については居住歴の浅い人が増えている。
- ◆全体として、ニューカマーよりもオールドカマーのほうが近所づきあいは深いこと、とくに「近所の人との立ち話」や「町内会・自治会活動への参加」の程度において、著しく差異のあることが明らかとなった。ただし、前回の調査結果よりも、地域社会とのかかわりが相対的に減少したという点は、オールドカマーとニューカマーに共通した特徴であった。
- ◆オールドカマーとニューカマーともに、現住所での居住歴が長い人、およびボランティア活動などの社会活動へ参加している人のなかに、近隣との関係形成や集団への参加が進んでいる人が多い。また、ニューカマーの場合は、「将来は日本を離れる」という人に比べて、「日本に永住する」と答えた人はつきあいが密であることがわかった。
- ◆ニューカマーに、「災害時の対応で困っているかどうか」を尋ねた結果、近所の人とあいさつを「しない」グループで「今、困っている」と答えた人は、あいさつを「する」グループで「今、困っている」人の約 2 倍に達した。

4 育児・教育

- ◆オールドカマー・ニューカマーを問わず、京都市在住の外国籍市民の子どもの約 9 割が「日本の国公私立の学校・保育園」に通園・通学している。
- ◆オールドカマーの半数強、ニューカマーの約 4 分の 3 の人が、自分の子どもに「母国の言葉や文化に関する教育」を受けさせたいと望んでいる。

【オールドカマー回答者について（以下 2 項目）】

- ◆子どもに対するいじめや差別は若干改善傾向にはあるものの、依然として残っている。また、「ない」と回答しながらも、これから起り得るかもしれないいじめや差別に対して心を痛めている保護者の回答も見られた。
- ◆子どもの本名使用に関する意見には、「本名を名乗るのは当たり前のこと」「隠すことは人格形成に影響を及ぼす」「保護者は本名と通名の使い分け、子どもは本名を使用」「自分で決めること」といった意見の他に、本名使用が「いじめと差別につながる」と考えている保護者も見られた。

【ニューカマー回答者について（以下 4 項目）】

- ◆どの保育所・託児所にも通園していない乳幼児を抱える保護者が多く、一部に日本の学校教育では義務教育年齢にある子どもが、「学校には通っていない」とした回答も見られた。

- ◆保護者の滞在年数が長くなるほど、家庭での使用言語が日本語になる傾向にある。
- ◆子どもの育児や教育に関して、子育て情報のわかりにくさ、学費の高さ、日本語の能力の不足による授業の理解しにくさに困難を抱える保護者が多い。前回調査との比較においても、子どもの育児や教育に関する困りごとの大半の項目で、困難を感じる保護者が増加している。
- ◆約 3 分の 2 のニューカマーが日本語教育のサポートについて肯定的に受け止めている。

5 医療・年金

- ◆オールドカマーとニューカマーの医療保険への加入状況を見ると、9 割以上の人々が何らかの保険に加入している。加入していない理由については、保険料支払いの負担の大きさや保険制度についての情報不足が主なものとして見られた。
- ◆オールドカマーとニューカマーにおける公的年金への加入状況は、全体では「加入していない」が最も多く（37.6%）、「共済・厚生年金」への加入者がそれに続く（35.2%）。ニューカマーに限定すれば、なんらかの公的年金に加入している人が全体の約 4 割にとどまり、約半数は「加入していない」、そして 10 人に 1 人以上は「わからない」と回答している。
- ◆ニューカマーの人々が「病気になって病院に行くときに困ったこと」については、前回の調査結果と比べて、著しい変化は見られなかった。なかでも、「病院がわからない」「病院でことばが通じない」「外国人に対して不親切」の項目では、前回よりも「困っている」と答えた人の比率が高くなった。

6 行政・団体サービス

- ◆行政サービスの認知状況については、オールドカマーとニューカマーとの差が大きい。ニューカマーの場合、「国民健康保険」を除き、ほとんどの項目で「知っている」という回答が 3 割前後にとどまるなど、認知度がきわめて低い結果となった。前回調査との比較では、オールドカマーがすべての項目で認知度が向上しているが、ニューカマーでは一部に認知度が低下している項目も見られた。
- ◆区役所で困った点については、「とくにない」という回答がオールドカマーで 7 割、ニューカマーで 6 割にのぼっている。他方、ニューカマーが困った内容としては、「手続きがわからない」「言葉がつうじない」「どの窓口を利用していいかわからない」が上位を占めた。行政サービスの認知度の低さともあわせて、ニューカマーにおいては、サービスに関する情報入手の困難、窓口の利用に関する基礎知識の不足、窓口でのコミュニケーションの困難という問題を抱えていることがうかがえる。
- ◆京都市国際交流会館の存在については、「知らない」の割合がオールドカマーで半数以上、ニューカマーで 2 割台であるが、前回調査との比較では、会館の認知度がオールドカマーでは上昇し、ニューカマーでは低下した。会館のサービスの認知状況を前回調査と比較してみると、オールドカマーでは会館の行事以外、ニューカマーでは法律・出入国関連の相談以外のすべての項目で前回より「知っている」の割合が低下した。
- ◆京都市内でおこなわれている他の団体のサービスの認知状況については、オールドカマー・ニューカマーともにほとんどの項目で「知っている」の回答が 1 割にも満たなかった。

- ◆行政サービスや市政に関する情報の入手方法については、オールドカマーでは「京都市の広報誌、テレビ、ラジオ」と「日本語の新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」を主な情報源としている。対してニューカマーでは情報源として突出した項目はなく、「入手する方法がない」という回答も1割近く見られた。特に来日して間もない場合は、母国語を介して情報を得ようとする傾向が強く、また、情報の入手が困難なケースも多いことがうかがえる。

7 日本社会の差別と偏見

- ◆オールドカマーの7割、ニューカマーの5割以上が「過去に差別された」と回答している。また、オールドカマーの3割以上、ニューカマーの4割が現在も何らかの差別を感じている。しかしながら、前回調査と比較すると、わずかではあるが日本社会の差別の状況は改善しつつあるといえる。
- ◆オールドカマー・ニューカマー、アジア系・欧米系を問わず、入居や住宅購入時に差別を感じた経験が多い。
- ◆韓国・朝鮮籍者を中心とするオールドカマーでは、社会保障と政治的権利といった制度的な面での差別を強く感じている。
- ◆欧米系の多くの外国人は、日常生活において好奇の目で見られたり、避けられるような態度を示されるといった差別を経験している。
- ◆在日韓国・朝鮮人の本名使用については、一貫して本名を名のって生活している人々は前回調査よりも増加しているものの未だ20%に過ぎず、日本社会がいまだに「本名で生きにくい社会」であるということがうかがわれる。
- ◆結婚・交際に関して、オールドカマーの4割が「（外国籍市民であることの）うちあけ」に関する差別やトラブルを経験している。
- ◆就職・雇用に関して、オールドカマー、ニューカマーともに約4割が差別・偏見を経験している。とりわけ、採用過程において、差別を経験している場合が多い。また、オールドカマーでは「外国籍であるために不採用」「通称名使用の指示」、ニューカマーでは「外国籍であるために不採用」「賃金や労働条件が日本人より悪い」への回答が多くみられた。

8 住まい

- ◆オールドカマーでは持ち家率が約7割と高い一方、ニューカマーの3分の1は民営の賃貸共同住宅に居住している。ただし、前回調査と比較すると、ニューカマーの持ち家率はやや上昇して、約2割となっており、一部定住化が進みつつあることが推測される。また、公営住宅の入居者の割合は、ニューカマーで約16%と前回調査に比べ5ポイント程度上昇している。
- ◆賃貸住居の家賃の平均をみると、オールドカマーは京都市平均よりも高いが、ニューカマーで低い。また、ニューカマーの家賃は、必ずしも滞在年数と相関関係にあるわけではない。
- ◆とりわけニューカマーでは、情報面・金銭面に関してトラブルを抱える傾向が強い。中でも、「敷金・礼金・保証金が高い」「住まいの探し方がわからない」といった項目の回答数は、オールドカマーと大きな差がある。

- ◆住宅差別に関しては、オールドカマーとニューカマーで同様の傾向がみられる。双方とも、「外国籍を理由に対応が悪化・入居拒否」に関しては2割、「入居希望物件が『外国人お断り』」は1割が経験している。前回調査に比べるとその比率は着実に減っているが、ニューカマーでは「保証人がみつからない」という回答がほぼ倍増し、新たな負担となっていることが明らかにした。

9 緊急時の対応

- ◆ニューカマー個人による災害対策の全項目において、「今後行う予定」と「わからない」を選択する割合がかなり高くなっている。これは、災害対策の意思は持っているが、どのように対策を採ればいいのか「分からない」ニューカマーが多くいることを示している。
- ◆阪神・淡路大震災後すぐに行われた前回調査と比べると、特にオールドカマーや在住年数の短いニューカマーの災害対策はあまり進展しておらず、防災意識が弱まっていることが推測される。
- ◆行政に対しては、外国人向けに防災知識や情報を提供することが依然として5割以上のニューカマーによって要望されている。またオールドカマー・ニューカマーを問わず、地域で防災訓練を頻繁に行うことや、外国人住民と地域との繋がりを築いていくことが求められている。

10 外国籍市民施策のあり方

- ◆オールドカマーにおいて「ぜひ必要」との要望が最も強かったのは、「年金などの社会保障関係を含め、行政上の扱いを日本人と同等にする」であり、「在留期間などの一定条件を満たした人については、地方参政権を保障する」と「公務員として働ける職域を拡大する（職種の拡大、管理職への登用など）」の2項目がこれに続く。これらの項目すべてにおいてその回答率は7割を占めているが、前回調査よりも回答率のポイントは低下している。しかし、上位を占める項目としては前回調査とまったく同様であり、この3項目がオールドカマーの変わらぬ要望として存在することが分かる。
ついで「ぜひ必要」とする回答が多かったのは、「差別や偏見がなくなるよう啓発を進める」、「国籍や民族の違いを理解しあえる教育を学校で行う」である。

- ◆ニューカマーにおいては「ぜひ必要」との要望が最も強かったのは、オールドカマーと同じく「年金などの社会保障関係を含め、行政上の扱いを日本人と同等にする」であり、回答率も6割弱で、前回調査とほぼ同水準である。ついで「ぜひ必要」と回答している割合が高い項目としては、「差別や偏見がなくなるよう啓発を進める」、「日本語や日本の文化を学べる機会をつくる」、「国籍や民族の違いを理解しあえる教育を学校で行う」、「日本人が外国の歴史や文化を学べる機会をつくる」となっている。

また、「ぜひ必要」「するほうがよい」を合わせた割合については、前回調査では「差別や偏見がなくなるよう啓発を進める」の項目が8割台後半で最も高かったが、本調査では「差別や偏見がなくなるよう啓発を進める」、「日本語や日本の文化を学べる機会をつくる」、「日本人が外国の歴史や文化を学べる機会をつくる」の3項目で9割以上の回答率となっている。他の項目でも総じて回答率の上昇が見られ、「ぜひ必要」「するほうがよい」の合計値が多く、前回は前時よりも微減しているオールドカマーとは対照的である。ニューカマーのみを対象とした多言語による生活情報の提供や相談窓口の充実などの設問についても、「ぜひ必要」「するほうがよい」の回答が8～9割に達している。

7 京都市国際化推進プラン（仮称）に対する京都市外国籍市民施策懇話会からの意見

<全般的事項>

- ① 本市においては、ダブルの子ども（国際結婚による両親の子ども）や、日本国籍を取得した人（及びその子孫）などが多く存在することから、すべての施策を検討するに当たっては、国籍が外国である人だけでなく、外国にルーツを持つすべての人を対象に含むこと。また、「外国籍市民」という言葉についても、国籍が外国である人以外も含まれることがわかるよう必要な補足を行うか、より適切な言葉への置換えなどを検討すること。
- ② 外国人の人権については、国際人権規約や児童の権利に関する条約、人種差別撤廃条約などの国際条約によって定められており、本プランにおいてそれらの条約の理念と内容を市の施策に生かして行くことを明らかにすること。
- ③ 外国籍市民（日本国籍を持った者や無国籍の者を含む。以下同じ）の置かれる状況は、戦前から在住している在日韓国・朝鮮籍の市民や、新たに来日し定住している市民など、多様であるため、それぞれの歴史的経過や抱える課題などを正確に理解し、それらを踏まえてそれぞれの特性に対応した必要な施策の検討や実施に努めること。

<情報提供・相談について>

- ① 京都で生活するに当たってのオリエンテーションの実施や、生活を支援するボランティアバンクの設置など、新たに京都で在住する外国籍市民をサポートするための取組を充実させること。
- ② 現在、国際交流会館で行われているような相談事業や日本語教室などの施策が、外国籍市民の身近な生活圏である市内の様々な地域においても行われるよう努めること。

<教育について>

- ① 「京都市立学校外国人教育方針」は、策定から相当年数が経っており、その間、新たに京都に定住する外国籍児童の増加、外国籍から日本国籍への移行の増加、ダブルの子どもたちの増加などの環境変化が起こっているため、それぞれの児童・生徒の抱えている課題を改めて正確に把握したうえで、その改定ないし補足を検討すること。
- ② 民族学校をはじめとする外国人学校の支援や、公立学校に在籍する外国籍児童・生徒やダブルの子どもに対する学習機会の提供など、外国にルーツを持つ児童・生徒が、その国の文化や言葉を学ぶ機会や場の拡充に努めること。また、こうした機会や場を活用し、市民の多文化共生や国際理解の促進をより一層図ること。
- ③ 民族学校をはじめとする外国人学校と、市立学校の交流を一層促進するなど、児童・生徒の相互理解の促進に努めること。

<留学生・就学生の支援について>

- ① 今後、留学生の増加が見込まれる状況を踏まえ、住宅問題への対応や、留学生と市民の交流の場の拡大など、留学生の生活支援や交流促進に努めること。
- ② 言葉の問題や生活上の問題を抱える就学生が安心して勉学に励むことができるよう、生活支援の在り方について検討すること。

<市政・社会参画について>

- ① 外国籍市民の市管理職への登用や、審議会委員に外国籍市民が就任可能であることの周知の徹底、外国籍市民の参政権の検討など、外国籍市民の市政参画の一層の促進に努めること。
- ② 母国の文化や言語を紹介する「多文化共生大使」や、新たに京都に定住する外国籍市民に対するサポーターとしての登用など、外国籍市民の知識や能力を活用する仕組みについて検討すること。

<推進体制・その他について>

- ① プランが着実に実行されるよう、行政の各セクションや窓口、学校、企業、NPOなど、それぞれの機関が果たすべき役割を明確にするとともに、各機関が効果的に連携、協力して取り組みが推進できるよう、ネットワークの強化に努めること。
- ② プランや組織の名称に「多文化共生」などの文言を含めるなど、今後、外国籍市民施策、あるいは多文化共生施策に一層力を入れることを明らかにすること。
- ③ 市民の外国籍市民に対する理解を深め、同じ市民として共に生きる意識を育てるため、啓発の促進や、交流機会の拡充に努めること。

8 京都市における留学生の状況

(1) 国籍別在学留学生数

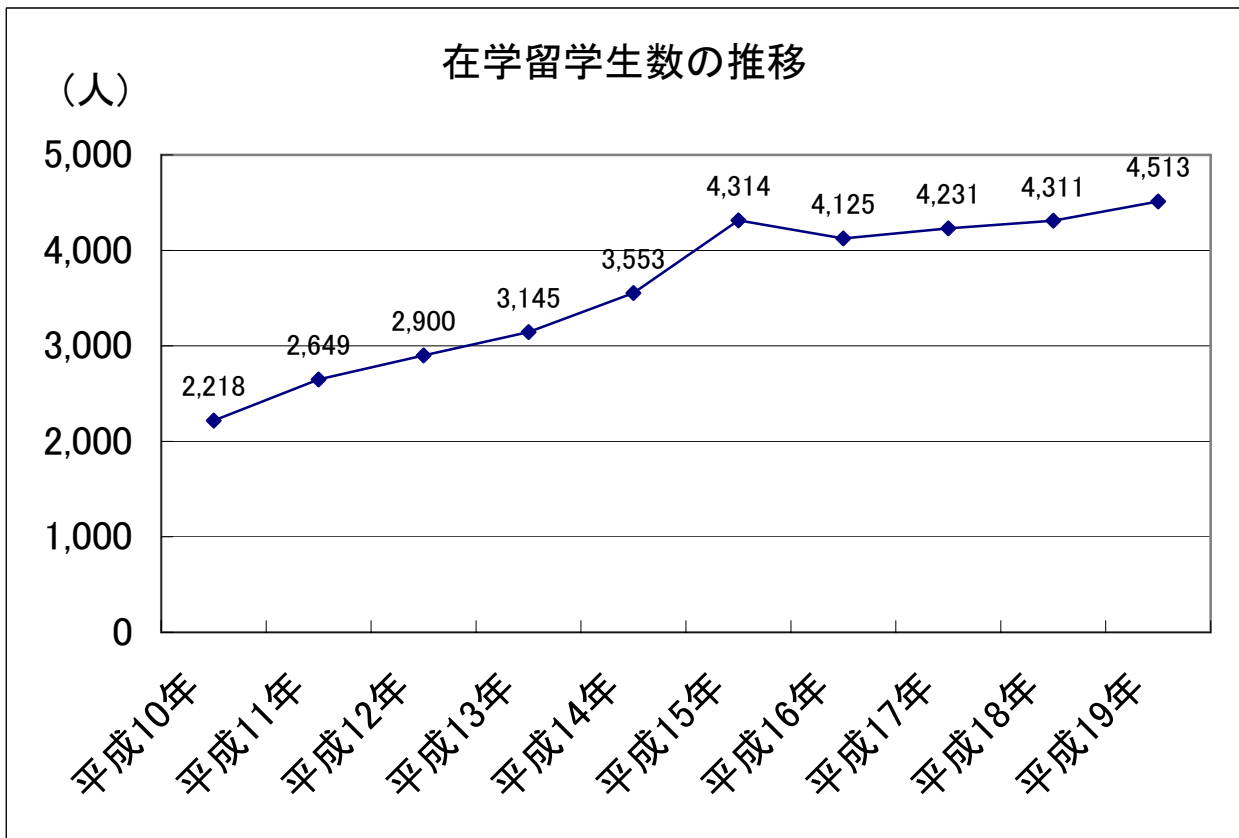
(平成19年(2007年)5月1日現在)

国籍	総数	男	女	国籍	総数	男	女
アジア				ポーランド	8	4	4
中国	2,497	1,158	1,339	スイス	6	3	3
韓国・朝鮮	772	358	414	フィンランド	6	5	1
ベトナム	101	54	47	ルーマニア	6	3	3
タイ	90	39	51	ウクライナ	5	1	4
インドネシア	69	45	24	ギリシャ	4	2	2
マレーシア	55	23	32	キルギス	4	1	3
モンゴル	44	18	26	チェコ	4	3	1
フィリピン	34	17	17	デンマーク	4	2	2
ミャンマー	31	9	22	ノルウェー	4	3	1
バングラデシュ	26	22	4	ハンガリー	4	3	1
ネパール	22	18	4	アイスランド	2	1	1
インド	21	17	4	アイルランド	2	2	0
カンボジア	13	8	5	アゼルバイジャン	2	2	0
ラオス	11	10	1	オーストリア	2	1	1
シンガポール	10	8	2	スロバキア	2	2	0
スリランカ	10	5	5	セルビア・モンテネグロ	2	1	1
パキスタン	3	2	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2	1	1
ブータン	2	2	0	カザフスタン	1	0	1
ブルネイ	1	1	0	キプロス	1	1	0
マカオ	1	1	0	クロアチア	1	1	0
小 計	3,813	1,815	1,998	タジキスタン	1	0	1
中東				ベラルーシ	1	0	1
イスラエル	10	4	6	ポルトガル	1	0	1
イラン	8	6	2	小 計	323	177	146
トルコ	8	5	3	北米			
アフガニスタン	3	3	0	アメリカ	180	97	83
シリア	2	1	1	カナダ	21	13	8
サウジアラビア	1	1	0	小 計	201	110	91
バーレーン	1	1	0	中南米			
ヨルダン	1	0	1	ブラジル	15	6	9
小 計	34	21	13	メキシコ	9	7	2
アフリカ				アルゼンチン	8	4	4
エジプト	14	11	3	ペルー	8	2	6
ケニア	5	4	1	コロンビア	7	4	3
タンザニア	4	2	2	チリ	5	3	2
ナイジェリア	4	3	1	ベネズエラ	3	2	1
エチオピア	2	2	0	パナマ	2	2	0
ザンビア	2	1	1	ホンジュラス	2	1	1
スーダン	2	2	0	エクアドル	1	1	0
南アフリカ	2	1	1	グアテマラ	1	1	0
ガーナ	1	1	0	ジャマイカ	1	1	0
コートジボアール	1	1	0	ドミニカ共和国	1	1	0
チュニジア	1	1	0	ボリビア	1	1	0
マリ	1	1	0	小 計	64	36	28
小 計	39	30	9	大洋州			
欧州				オーストラリア	26	14	12
ドイツ	58	31	27	ニュージーランド	9	5	4
フランス	56	39	17	トンガ	2	2	0
イギリス	29	15	14	フィジー	1	1	0
ロシア	18	6	12	ミクロネシア	1	1	0
イタリア	17	8	9	小 計	39	23	16
スウェーデン	16	5	11				
オランダ	15	9	6				
ウズベキスタン	11	8	3				
スペイン	10	3	7				
ブルガリア	10	4	6				
ベルギー	8	7	1	合 計	4,513	2,212	2,301

(2) 在学留学生数の推移

(各年5月1日現在)

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
総数	2,218	2,649	2,900	3,145	3,553	4,314	4,125	4,231	4,311	4,513
国費留学生数	487	487	520	533	533	593	647	620	669	650
私費留学生数	1,731	2,162	2,380	2,612	3,020	3,721	3,478	3,611	3,642	3,863



9 京都市国際化推進プラン（仮称）策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 すべてのひとがいきいきとくらし，魅力あふれるまちづくりをめざす京都市の国際化施策を総合的に推進する基本的指針となる「京都市国際化推進プラン（仮称）」について，幅広い見地から検討を行い策定するため，京都市国際化推進プラン（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 委員会は，委員16名以内をもって構成する。

2 委員のうち，2名以内の委員は公募により選出した者を，その他の委員は学識経験者その他市長が適当と認めた者を，それぞれ市長が委嘱する。

3 公募により選出する委員の資格及び方法は総務局長が定める。

（部会）

第3条 委員会の中に，京都市における国際交流や国際協力のあり方などについて審議するための「国際協力・交流部会」，及び国籍や文化の違いを超えて，すべての人々が暮らしやすいまちづくりなどについて審議するための「多文化共生部会」の2つの部会を置く。

2 部会は9名以内の委員をもって構成する。

3 部会の委員は，委員会の委員のうちから市長が選出する。

（座長）

第4条 委員会に座長を置く。

2 座長は，委員の互選により定める。

3 座長は，委員会を代表し，委員会の会務を総理する。

4 座長に事故あるときは，あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

（部会長）

第5条 部会に部会長を置く。

2 部会長は，部会委員の互選により定める。

3 部会長は，部会を代表し，部会の会務を総理する。

（任期）

第6条 委員の任期は，平成21年3月31日までとする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、座長が招集し、その会議の議長となる。

2 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

3 委員会及び部会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(顧問)

第8条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者その他市長が適当と認めた者を、市長が委嘱する。

3 顧問は、委員会及び部会に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は総務局国際化推進室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年5月15日から施行する。

(改正)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

10 京都市国際化推進プラン（仮称）策定委員会委員名簿

<顧問>

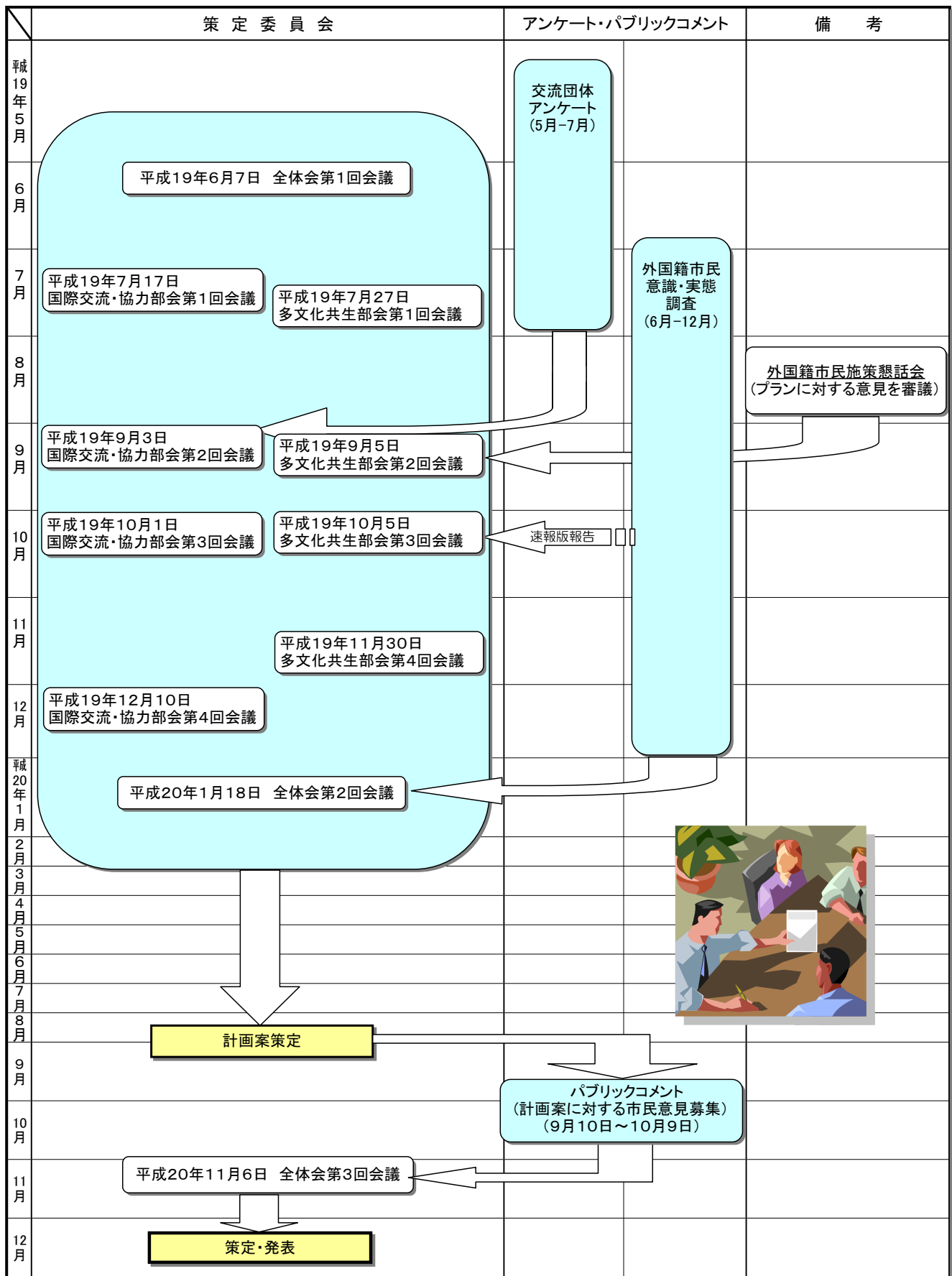
中村 順一	(財)国立京都国際会館館長
-------	---------------

<委員>

国際交流・協力部会		多文化共生部会	
アンドレアス・シーコーファー	京都ドイツ文化センター所長	安藤 いづみ	京都YWCA・APT運営委員
太田 佐知子	元中京中学校長 (京都市特別社会教育指導員)	周 瑋生	立命館孔子学院学院長 (立命館大学政策科学部教授)
唐津 ふき子	市民公募委員	高田 光治	(財)京都ユースホステル協会 ユースホステル部長
斎木 宣隆	(独)国際交流基金京都支部長	鄭 禧淳	(特)京都コリアン生活センターエルファ理事長
齋藤 茂	京都商工会議所京都ブランド推進特別委員会委員長	仲尾 宏 (部会長)	京都造形芸術大学 客員教授
白石 厚子	(財)京都国際文化協会理事	浜田 麻里	京都教育大学国文学科 准教授
横山 俊夫 (座長・部会長)	京都大学副理事	ウラディーミル・ミグダリスキー	市民公募委員
高木 壽一	(財)京都市国際交流協会専務理事		
中島 康雄	京都市総務局長		

※役職は平成20年12月1日現在

11 京都市国際化推進プラン策定経過



京都市国際化推進プラン

平成 2 0 年（ 2 0 0 8 年 ） 1 2 月発行

京都市総務局国際化推進室

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話: 075-222-3072 FAX: 075-222-3055

E-MAIL: kokusai@city.kyoto.jp

京都市印刷物第 203081 号